

1. 議事日程（令和6年第4回北広島町議会定例会）

令和6年12月12日
午前10時開議
於 議 場

日程第1

一般質問

一般質問

《参考》

伊 藤 立 真	地域住民の災害時避難の体制と備えを問う
梅 尾 泰 文	①町道の決定・見直しの基準は何によるのか
	②コロナワクチンの効果はあったのか
佐々木 正 之	小さな拠点が必要では（3）
中 村 忍	人口減少と今後のまちづくりを問う
亀 岡 純 一	①地域の経済循環をどう考えるか
	②火葬場の新設要望への考えを問う

2. 出席議員は次のとおりである。

1 番 亀 岡 純 一	2 番 伊 藤 立 真	3 番 敷 本 弘 美
4 番 中 村 忍	5 番 佐々木 正 之	7 番 美 濃 孝 二
8 番 梅 尾 泰 文	9 番 伊 藤 淳	10 番 服 部 泰 征
11 番 宮 本 裕 之	12 番 湊 俊 文	

3. 欠席議員は次のとおりである。

な し

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 箕 野 博 司	副 町 長 畑 田 正 法	教 育 長 増 田 隆
芸北支所長 村 竹 明 治	大朝支所長 矢 部 芳 彦	豊平支所長 熊 谷 忠 明
危機管理課長 川 手 秀 則	総務課長補佐 田 村 智 行	財政政策課長 国 吉 孝 治
管 財 課 長 高 下 雅 史	まちづくり推進課長 小 椿 治 之	税 務 課 長 植 田 優 香
町民保健課長 迫 井 一 深	福 祉 課 長 細 居 治	こども家庭課長 芥 川 智 成
環境生活課長 出 廣 美 穂	農 林 課 長 宮 地 弥 樹	商工観光課長 大 本 賢 一 郎
建 設 課 長 竹 下 秀 樹	消 防 長 笠 道 宏 和	教 育 課 長 植 田 伸 二
会計管理者 大 畑 紹 子		

5. 職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長 三宅 克江

議会事務局 田邊 五月

~~~~~ ○ ~~~~~

午 前 10時 00分 開 議

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） おはようございます。議場内においてマスクの着用は自由とすることにしております。質問並びに答弁を行う際は、マイクを立ててからはっきりと発言してください。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は配付したとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（湊俊文） 日程第1、一般質問を行います。質問時間は30分以内とします。また、質問及び答弁においては簡潔に行っていただくようお願いしておきます。質問の通告を受けておりますので、登壇してマイクを正面に向けてから一般質問を行ってください。2番、伊藤立真議員の発言を許します。

○2番（伊藤立真） 2番、伊藤立真です。もう師走に入りました。あっという間ですね。あと20日ほどで今年も終わるということで、今回、今年最後の定例会ということで、気を引き締めて今日も頑張りたいと思います。よろしくお願いします。さて今回、質問事項、事前にお送りしております。今日は「地域住民の災害時避難の体制と備えを問う」ということで質問をさせていただきます。災害が発生するたびに命を守るための行動が必要ということが繰り返し呼びかけられています。日々生活をする中で、災害時のことを考えて、自分自身が何をどうすべきなのか。考えや備えをしておくということになかなか正直向き合えていないような感じを持っています。実際にどのような状況になると避難所が開かれるのか。また災害が心配なとき、どこに相談、あるいは連絡をすればいいのか。まして、それが夜中だったらどうすればいいのか。こんな声を聞いています。大雨や台風、地震など大きな災害が日本各地や世界各地で発生しており、それが自分自身にとってよそごとではない状況になっていることを実感しています。そこで、今回の一般質問では災害時の避難行動や避難先、自主防災組織の在り方などについて、基本的な部分になろうかと思いますが、質問していきます。まず、災害レベルによって開設される指定避難所は、芸北地域は芸北文化ホール、大朝地区は大朝地域づくりセンター、千代田地区は、千代田運動公園総合体育館Kumahirasスポーツアリーナ、豊平地域は豊平運動公園体育館豊平ウイング、これでよろしいでしょうか。伺います。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

- 危機管理課長（川手秀則） 町がまず初めに開設する指定緊急避難場所は、議員ご指摘の４か所です。
- 議長（湊俊文） 伊藤議員。
- ２番（伊藤立真） その各避難所の開設の回数及び避難者数はどのようになっているのか、令和３年度以降ですね。どのように推移しているか、伺います。
- 議長（湊俊文） 危機管理課長。
- 危機管理課長（川手秀則） 芸北地域が６回で１４人、大朝地域が６回で３１人、千代田地域が１１回で２１３人、豊平地域が１１回で１０１人です。
- 議長（湊俊文） 伊藤議員。
- ２番（伊藤立真） 今、芸北地域が１４人、最大が千代田地域の２１３人というふうなお答えをいただきました。このように避難された災害の要因と開設になった期間、これはどういうふうになっているのか、伺います。
- 議長（湊俊文） 危機管理課長。
- 危機管理課長（川手秀則） 災害要因といたしましては、全て大雨によるものです。開設期間は短いもので約３時間、長いもので約８６時間となっております。
- 議長（湊俊文） 伊藤議員。
- ２番（伊藤立真） 長いもので８６時間ということは４日間にまたがるというふうな期間になるかと思います。そこで、町が開設する指定避難場所以外の避難所、地域の避難所、それぞれの管理者の判断で開設されることになるのでしょうか、伺います。
- 議長（湊俊文） 危機管理課長。
- 危機管理課長（川手秀則） 管理者が行政区長、もしくは自主防災組織の代表者や役員をされていることが多く、当てはまることが多いものと認識をしております。自主的な判断で開設をしていただいておりますけども、被害状況や避難者の状況によっては、町から開設を依頼する場合も想定しております。
- 議長（湊俊文） 伊藤議員。
- ２番（伊藤立真） 町から開設を直接依頼する場合もある。これはそれぞれの避難所の管理者の方に連絡されるということですね。町が開設した避難所、先ほどの４か所ですけども、これ以外、これとは別に各地域で集会所等に開設された各避難所の開設の回数であるとか避難者数、これはどのようになっていますでしょうか。
- 議長（湊俊文） 危機管理課長。
- 危機管理課長（川手秀則） 先ほどと同様令和３年度以降でお答えいたします。芸北地域が６回で６人、大朝地域はゼロで、千代田地域が５回で４６人、豊平地域が６回で２９人の状況です。
- 議長（湊俊文） 伊藤議員。
- ２番（伊藤立真） 地域の避難所、集会所等に避難されてる方が６人から４６人の幅でいらっしゃるということで、これは１か所ではないと思うんですけども、それぞれの地域でということなんでしょう。この警戒レベルについて伺いますけども、警戒レベル５段階というのが今周知をされてると思いますけども、この５段階のうち警戒レベル１と警戒レベル２は気象庁が発表して、警戒レベル３からは市町が発令すると理解していますが、間違いはないのでしょうか。また、警戒レベル３と判断する基準はどのような状況のときを想定されているのでしょうか、伺います。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（川手秀則） 発令については間違いございませんが、気象庁が発表する防災気象情報と市区町村が発表する避難情報の警戒レベルは必ずしも一致しているとは限りません。警戒レベル3（高齢者等避難）と判断する基準ですけれども、大雨を対象としておりまして、気象情報として大雨警報（土砂災害）や大雨警報（浸水害）、洪水警報などが発令されます。これが警戒レベル3相当で、自治体が発表する警戒レベル3（高齢者等避難）の判断指標としております。このほかおのおの危険度分布である土砂キキクル、浸水キキクル、洪水キキクルや広島県が発表する土砂災害危険度情報、さらには河川水位や今後の雨雲の動きなどを総合的に勘案して判断しています。なお、降雨が夜間や未明に多く想定される場合には、警報が発令される前、明るいうちに警戒レベル3（高齢者等避難）を判断する場合があります。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） それぞれの状況を踏まえた上で、警戒レベル3をベースに判断をされるというふうな受け取りをします。この避難所開設の基準について、もう一度確認します。指定避難所の開設は5段階に設定されている警戒レベル3（高齢者等避難）で開設される。これをもう一度確認をさせてください。こういう認識でよろしいでしょうか。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（川手秀則） 議員おっしゃるとおりでおおむね間違いありませんけれども、一部例外もあります。今年8月末に襲来した台風10号は速度が非常に遅く、迷走しており、長時間大雨の影響が心配されました。夜間に移動する危険性を考慮して、警戒レベル3、高齢者等避難は発令しませんでしたけれども、明るいうち早めに避難所を開設しております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 高齢者避難等（レベル3）以前に危険、避難時間のことも考えて早めに開設する場合もあるというふうなことです。避難所開設ということになれば、役場でその対応に当たる職員の配置が割り当てられるということになるのかと思いますが、どのような体制でその避難所の開設に対応されるのか、ここを伺いたいと思います。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（川手秀則） 各避難所ごとに班長以下3人体制としています。3人のうち必ず1人以上は女性が勤務するようにして配慮しております。勤務時間は原則8時30分から17時15分、17時15分から翌8時30分までの交代制で各地域ごとに5班編成としております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 開設時には、これは避難所のほうでこういう体制で対応するというふうなお答えだというふうに受け取ります。このときに本庁舎、各役場支所における災害状況の把握であるとか、るる入ってくる災害現場の現地確認であるとか、こういった場合の対処はどういうふうに行うということになっているのか、伺います。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（川手秀則） 初期の災害状況の把握につきましては関係者からの通報によるところが大きいですが、警報発令中は、警報当番がこの任務に当たることになっております。広島県防災情報システムを運用しておりまして、可能な限り受けた情報を早めに登録するようにしています。その後、その情報を頼りに所管課や支所が現場確認を行い、必要な対処を行います。被害が甚大であれば災害対策本部が立ち上げられますので、そちらでの対応となります。

す。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 大きな被害になれば災害対策本部を立ち上げての対応ということで、前段で申し上げた、どこに連絡をしたらいいのかという住民の方がいらっしゃったら、恐らく役場とか支所のほうにも連絡をされる、そういった受け答えも多分されるというふうなことだというふうに思います。さて、災害があったときに先ほど避難が実際に行われているという数もお示しいただいたわけですが、避難所に避難されている場合、こういったときに避難所の先ほどの対処するスタッフ、あとは役場本所、支所との情報共有、連携というのは非常に重要だと思いますが、これはどのように確保することになっているのでしょうか、伺います。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（川手秀則） 町内でいずれかの避難所が開設された場合、各避難所当番と危機管理課、福祉課、それから保健師をウェブ会議システムで接続をしまして、顔の見える関係で随時報告や相談ができるように体制を構築しております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） ウェブ会議でということで、それが可能である場合はということになるんだと思います。この後のことについてはまた、今日は伺いませんけど、また後日伺いたいと思います。質問には特に上げてないんですけど、一つ提案というか、確認をさせていただきたいことがあります。避難所設置運営マニュアルというのがありますけども、この様式1、避難所利用者登録票というのがあります、避難をされてきた方が書く登録票になりますけども、この様式について、記入項目の欄にアレルギーに対する記入項目欄がないんですね。6年前の西日本豪雨の避難所、安佐南区ですけども、ここの避難所での食物アレルギー対応の反省から、今回安佐南区でこの12月1日、その対応を学ぶ研修会等々も開催されてます。こういった事情から鑑みるときに、この利用者登録票、同伴のペットの項目はあるんですね。ペットと一緒にいるかどうかというふうな項目あるんですけど、このアレルギーに関する項目がないということで、これは食物に限らず薬であるとか、あるいは動物に対するアレルギーとか、そういったことをきちんと把握して、間違いのない対応ができるようにするためにも、この項目を設けたらどうかというふうには思いますが、いかがでしょうか伺います。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（川手秀則） 議員ご指摘のとおり、避難所利用者登録票の様式の中に配慮が必要なことの欄がございますけども、そこへ記入をしていただくことを想定しております。しかし十分に把握ができるかできていないかということも考えられますので、アレルギーのこと、それから妊娠の有無とか介護の必要、そういったところも配慮が必要な事項を具体的に把握できるような様式への変更も考えていきたいと思います。なお、備蓄しております非常食につきましては、あらかじめ可能な限りアレルゲン、アレルギー特定原材料等が入っていないものを購入するように努めております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 先ほど説明がありました、特に注意をするべきところを書く欄が確かに、お名前の後ろに記入するようになってますが、そこらはちょっと見落とされる可能性があるかなと思って、ちょっと提案をさせていただきました。北広島町地域防災計画について、ちょっと触れますけども、第7節の2に、円滑な避難体制の確保等に関する計画によれば、洪水浸水想

定区域、志路原川、冠川では、避難場所は町が指定する緊急避難場所です。自主防災組織等と連携をして、一時避難場所として地域の集会所等の開設を要請すると書いてあります。土砂災害警戒区域では、町の指定避難所を開設し、自主防災組織等と連携して、一時避難場所として地域の集会所等の開設を要請するとも書いてあります。町のホームページで公開されている北広島町地域防災計画なんですけども、指定避難場所はこの計画書の資料編で定めると、この計画書の中では書いてあります。ですが、この計画書が公開されているページには、この資料編はないんですね。載ってないんです。他市町のものを見ますと、この地域防災計画と一緒に資料編が載ってる市町がいくつかあるのを確認してます。さて、この指定避難場所がどこなんだろうというのをホームページからあれこれ探してみても、やっとの思いでリストをホームページから見つけました。具体的には、ホームページのサイト内検索で指定避難場所と入力して検索をかけると、指定避難場所、指定緊急避難場所という項目が出てきて、これをクリックすると、防災情報のページに移ります。そのページを下にスクロールしていくと、施設一覧というPDFがあるので、これがそれかなというふうに見ました。この施設一覧の項目なんですけども、建物の順番、連番ですね。それと指定避難所・防災緊急避難場所（地震・土砂・洪水）、防災Wi-Fi、収容人数、管理者、地域、名称、住所、こういった12項目で表がつくられています。表の見方の記載、どういう文言がどういう意味なのかという記載もなく、表の中にその丸印がところどころついてるということなので、指定避難場所から防災Wi-Fiまでの6項目については丸印があるところが、その事態になったときに避難可能な、例えば防災Wi-Fiのところには丸がついていれば、そこには防災Wi-Fiがありますよというふうな意味合いで丸印がついてるんだろうということは推測をされます。あるいは地震というところに丸があれば、地震災害のときは避難できますよというふうな意味なんだろうなというふうな推測はできるんですね。しかしながら、この一覧表、施設一覧を見たときに、現状と異なっている箇所がいくつか見受けられました。具体的に言えば、今は存在していない建物がそのまま残っているというふうなこともあります。これに関して幾つか伺いたいのですが、その前に、前段で、先ほどの前の質問で、避難所開設のところで確認をしたいところなんですけども、多くの場面で避難所という言葉が使われています。この施設一覧の項目にある指定避難所、指定緊急避難場所、この違いと避難所開設の避難所、こういった表現をする使い分けについて、何か分かりやすく説明いただけたらと思います。お願いします。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（川手秀則） 町が発信する情報では、避難所を開設しましたということで、略したなじみのいい言葉で発信をしておりますけども、議員ご指摘のとおり指定緊急避難場所と指定避難所という使い分けが、区別がございます。指定緊急避難場所につきましては、切迫した災害の危険から逃れるための施設、または場所というふうに定められております。指定避難所につきましては、実際の避難生活を送る施設ということになっております。ですけども、冒頭申し上げましたように、なかなか分かりづらい表現になってきますので、町が発信する情報では、警戒レベル3（高齢者等避難情報）を発令しました。次の避難所を開設しましたみたいな感じで発信をしております。ですけども、実際には指定緊急避難場所を開設したということでございます。以上です。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） いろんな理由というか区分けはあるんだけど、町民の方に分かりやすい表

現で避難所というくくりでお伝えをしている。これはとても大事なことだと思うんですね。すぐ分かっていただける言葉を使うというのは大事なことだと思います。先ほどの施設一覧の話に戻るんですけども、この一覧表見ると、この一覧表の中に先ほど申し上げた、現時点で存在していない建物があるというふうなお話しましたが、これはいつ作られたものなのか伺います。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（川手秀則） 令和4年1月12日の作成でございました。除却して現在存在していない建物が残っておりました。不手際をおわびいたします。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 今回答がありましたように、サイトの中の表のところに令和4年1月12日時点ということで、2年間更新されていなかったということになるかと思います。この辺りは、いざというときに必要なものなので、しっかりと更新をしていく、伝えやすさを考えていただくということに努めていただきたいというふうに思います。先ほどのリストの中身紹介したんですけども、この指定避難場所から防災Wi-Fiまでの項目、避難できますよ、あるいはこういふときに逃げてくださいよというふうな丸印が全くないものがあるんですね。管理者から、収容人数以降は記載があるんですけども、どの項目にも該当してないようなものがあるんですが、これはどういうことになるのでしょうか、伺います。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（川手秀則） 丸印がついていないものは福祉避難所になります。福祉避難所とは特別な配慮を必要とする方を受け入れるための設備、人材などを備えた施設でございます。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 伺えば、そういったことなのかということは分かるんですけども、表のほうもやっぱり分かりやすさというのを考えていただいて、皆さんにお知らせいただきたいというふうに思います。さて、11月の初め、先月初めに集中豪雨から警戒レベル3が発令されました。各地域の指定避難所も開設されました。私が住む地域では、この避難所開設の全地区放送がされた後に、自治会から地域の集会所を避難所として開設したということが臨時で地域放送されました。お住まいの地域によっては地域の集会所等避難者が移動しやすい方もありますし、各地域で町が開設する避難所まで移動することが危険な場合も想定されると思うんですね。また、指定避難場所に空調施設がないところもあり、特に酷暑が続いた今年のような夏場に、もしその指定避難場所に避難するような状況になれば体調管理も容易ではないなということは想像できます。実際に自主防災組織の方から伺った話も紹介しますと、警戒レベルによる避難該当者の方に避難誘導、避難しましょうよと、声かけをしようと何度も連絡をしたんだけど、なかなか連絡が取れず、確認が最終的に取れるまでに大変心配したというふうな声を伺っています。避難されている方について、地域の自主防災組織と町が開設している指定避難所への避難者情報がしっかり共有をされていなければ、警戒中の中でリスクを伴う自主防災活動を強いられることにつながるんじゃないかというふうに思います。以前数年前、数年前なのか10年ぐらい前になるのでしょうか。以前は、私の感覚で物を申し上げて申し訳ないんですけども、1次避難所が地域の集会所で、2次避難所というのが現在町が開設する各地域の指定避難所だよというふうな、ちょっと認識を私持ってたので、このように記憶をしてたんですが、いかがでしょうか、ちょっと伺います。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（川手秀則） 1次避難所、2次避難所という呼び方については、正しく記録が残っておりませんが、本町も過去には災害時の避難行動を緊急避難、生活避難、広域避難という3段階で設定していた時期がありました。身の危険を感じたり、災害の発生のおそれがある場合に緊急に避難する近くの空き地、隣家、親戚宅や集会所等各家庭や地区であらかじめ決めておくのが近隣避難場所、町が指定し、災害時に開設して運営するのが生活避難場所、大規模災害が発生し、多数の被災者が集団で避難生活を送るのが広域避難場所という位置づけとしていた時期がありました。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 今、緊急避難、生活避難、広域避難という3段階で区分していた時期があったということで、私の思ってるのは、そういう時期のものなのかもしれません。こういった状況から、今のような避難所開設に変わった理由、根拠というものがあればお聞かせください。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（川手秀則） 過去の災害対策基本法においては、切迫した災害の危険から逃れるための緊急避難場所と避難生活を送るための避難所が必ずしも明確に区別されておらずでした。平成23年に発生した東日本大震災では、発災直後に避難所に逃れたものの、その施設に津波が襲来して多数の犠牲者が発生したなど被害拡大の一因になりました。これを受けて平成25年6月に災害対策基本法が改正され、切迫した災害から逃れるための緊急避難場所と一定期間滞在し避難者の生活を確保するための避難所が明確に区別されました。北広島町においては、災害対策基本法に定められている指定緊急避難場所及び指定避難所という名称を使用し、避難所の区分を行っております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 先ほど回答いただいた東日本大震災で状況が大きく変わった、避難の在り方というのをこの辺りから本当に考えていかなきゃいけなくなったということなのかなというふうに思いますし、広島県でも相次ぐ、毎年のように土砂災害があるということを考えれば、こういった整理、体制の見直しというのにも必要なことなのかなというふうにも思います。さて、北広島町の地域防災計画の中に町と自主防災組織との協力連携、要は、公助と共助の協調、連携という言葉が多く出てきます。町としては自主防災組織の体制づくりを進められてると思いますし、出前講座等々もされているのは承知してはいますが、町内各地で組織構築はされているのでしょうか。各地域の組織構築率をお聞かせください。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（川手秀則） 各地域の組織構築率については、大朝地域と豊平地域は100%で、芸北地域が75%、千代田地域が69%となっております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 今、構築率ということでパーセントをお聞かせいただきましたが、これ地区ごとの具体的な組織数、もし数字をお持ちであればお知らせください。お願いします。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（川手秀則） 地域別はちょっと記憶しておりませんが、全体で65組織ございます。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。



○2番（伊藤立真） やっぱり自主防災組織が必要だということは、これまでの災害日本の、広島県の災害状況見れば、もう必要だということは当然認識されてしかるべきだと思うので、芸北地域、千代田地域が100%に到達していないということであれば、これが100%になるようにしっかり進めていただきたいというふうに思います。避難所開設に当たっては、前段から申し上げておりますとおり、町と自主防災組織の連携というのもとても重要になってくるというふうに思ってますが、今の連携体制というものはどういうふうになっているのか伺います。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（川手秀則） 町がレベル3（高齢者等避難）を発令し、避難所を開設した場合、自主防災組織のほうでも必要に応じて避難所開設を検討していただいております。きたひろ情報アプリでレベル3（高齢者等避難）を発信する際も、地域での自主開設の呼びかけ、それから開設された場合には、本庁または各支所への連絡についてお願いをしております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 本庁、各支所の連絡についてもお願いしてるということであるんですけども、やっぱりここは100%連携を取っていかなくちゃいけない部分だと思うんですね。確実に情報共有されるように、この体制の強化をお考えいただけたらというふうには思います。さて、北広島町地域防災計画には洪水浸水想定区域においては、町は自主防災組織等と協力して避難訓練及び避難経路の確認を行うということが書いてあります。土砂災害警戒区域においても自主防災組織等が避難訓練をする際には町も積極的に協力するものとし、実際に避難指示等を発令した際と同様の体制を取るとあります。実際に避難訓練等行ってるとは思いますが、この状況をお聞かせください。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（川手秀則） 昨年の溝口自主防災会では事前に避難訓練の周知をされ、訓練当日、代表の方が携帯電話からページング放送を行われ、訓練を開始されました。音声告知放送を合図に住民の方は指定された避難所へ避難をされました。避難所では車椅子の方を補助し、段差を乗り越えたり、役員で受付を行うなど地域のつながりを確認しながら避難訓練を行われました。本年は都志見地区自主防災会が主体となって、先ほどのような避難訓練を実施され、消防団車両の巡回広報による呼びかけも行われました。避難訓練の後に防災士ネットワークの方や県消防保安課の職員を招いて防災講習などが行われました。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 避難行動というのは、いざそのときになって行動できるかということ、なかなか難しいということがあって、各地域で、この辺りで近くで言うと、安佐北区辺りでもかなり本格的な避難訓練等が実施されている状況がメディアのほう取り上げられたりもしています。いつでしたっけ、今月、先月、緊急地震速報が訓練で流れたと思うんですね。大きな地震来るよということで、訓練ですけどという前置きで放送が流れて、身の安全を守る体制を取りましようというふうな放送が流れたと思うんですが、それが流れたときに、なかなかその避難訓練というか、避難行動を取っている姿を見ることがなかったんですね。それは私も含めてなんですけど。やっぱりその辺り、自分事として考えるというのが必要なことなので、こういった訓練というものも自主防災組織の構築とともに力を入れていただけたらというふうにも思います。この自主防災組織の体制づくり、これをどういうふうに進めていくか、伺います。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（川手秀則） 毎年度出水期前に開催しております自主防災組織等連絡会において情報提供、意見交換、意識啓発、学習を深めていただく機会を設けております。また、地域における防災力の向上を目的として、広島県が進める避難の呼びかけ体制構築、実践支援事業補助金を活用していただけるように行政区長会や自主防災組織等連絡会、ホームページ、広報誌などを活用し、周知に努めてまいります。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 自主防災組織も町の避難所開設もそうなんですけども、直接命に関わるものというのをしっかり受け止めて全町民の方が自分事として、このことをしっかり防災について、命を守るということについて考えていただいたらという機会になればと思います。今回の一般質問では、避難所開設の基準であるとか、避難所の周知状況であるとか、避難所開設レベルでの行政サイドの体制であるとか、自主防災組織の現状とか連携とかいうことについて、かいつまんで質問させてもらいました。最後の質問になるわけなんですけども、町が開設する指定避難所として重要な役割を担うことになる、先ほど4か所冒頭で申し上げましたけども、千代田運動公園総合体育館と豊平運動公園体育館豊平ウイングともに雨が降ったときにアリーナ内に雨漏りがするという状況です。豊平ウイングにおいては十数か所バケツ、洗面器で雨を受けてる状況というのを雨のたびに目撃をしてますけども、こういった状況、直ちに対処すべきだと思いますが、どのように対処していくのか、町長の所見を伺いたいと思います。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小椿治之） 避難指定施設の修繕などの対応につきまして、体育施設を所管しておりますまちづくり推進課から答弁させていただきます。千代田運動公園総合体育館、豊平総合運動公園体育館につきましては、降雨時の避難所として重要な施設と認識をしております。避難所となっております両施設ですが、議員のご指摘のとおり、施設内に雨漏りが起きている状況も承知をしております。豊平総合運動公園体育館につきましては、屋根の破損状況のひどい部分にシートを張ったり、体育館内側の屋根のはりにシートを設置し、雨漏りの水を受けるような対策も行っていました。根本的な解決策とはなっていない状況でございます。現在、気象状況の複雑化、これまでの常識では考えられないほどの雨量やそれに伴う災害も考えられ、避難所開設も増加していくと思われそうですが、現状のままでは避難所としての機能は保たれないと考えます。屋根の修繕は大きな金額となり、一度に両施設の修繕を行うことは難しいと考えます。財源確保に努めながら、まずは豊平総合運動公園体育館の屋根から修繕工事を実施したいと考えております。千代田運動公園総合体育館でございますが、体育館内側にシートを張るなど、アリーナへ水が落ちないような応急処置を行いたいと考えております。引き続き、屋根の状況を見極めながら、部分修繕でよいのか全面修繕が必要かなどの判断を行ってまいります。以上です。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） 今お答えをいただきました。今の状況が避難所としても心配な部分だと。機能確保のために修繕をしたいということではあるんですけども、いつ頃実現しそうかというふうなめどはありますか。もし、そういうふうなお考えがあれば、これが来年なのか10年先なのか、そういうあれではなくて、具体的なスパンというか、見通しというか、そういうものがあればまた違うと思うんですが、お考えというか計画あればお聞かせください。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小椿治之） 先ほども申し上げましたが、多額な費用がかかりますので、財源確保に努めながら、なるべく早く実施はさせていただきたいと思っております。

○議長（湊俊文） 伊藤議員。

○2番（伊藤立真） なるべく早くというのが来年度以降というふうな期待をしておきたいと思います。本当に避難所でもあり、貴重な体育施設でもあるということを考えて、ぜひ千代田も豊平も。ここは空調もないわけで、せめて雨漏り、これは避難したときにアリーナにテント張ってというふうなことにもならないと思うので、しっかりこの辺はお考えをいただいて、早急に対応していただきたいというふうなことで、自主防災組織と行政の連携がしっかり図られていくような防災体制が構築されることを願って私の質問を終わります。

○議長（湊俊文） これで伊藤立真議員の質問を終わります。ここで暫時休憩を取ります。午前11時までとします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 10時 47分 休 憩

午前 11時 00分 再 開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） 再開します。8番、梅尾議員の発言を許します。

○8番（梅尾泰文） 8番、梅尾泰文であります。多分、今回ここへ登壇させてもらうので多分80回目になろうかというふうに思っております。それはさておきまして、2問ほど今回は提案させていただいておりますけれども、まず1点目は町道の決定・見直しの基準は何によるのかというタイトルと、もう1点は、コロナワクチンの効果はあったのかというタイトルで質問させていただきたいと思います。まず1点目、町道の決定・見直しの基準は何によるのかということであります。北広島町はご存じのように、とても面積が広いということでありまして、当然、町道におきましても随分の距離になるんだろうなということを思っています。以前、議員がこの地域からどこどこぐらいまで続くぐらい長い町道ですよということを言った方がありましたけれども、確かにそうなんだろうなということでもあります。今日はそのところということよりも、もっと細かいことについてお聞きをしてみたいと思うんであります。まず、町道の路線数とか距離を聞くということではなくて、ただ単純に、町道認定や見直しの基準がどこかにもあるはずでありますから、そこについて詳しくお聞きをまずしてみたいと思います。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 建設課からお答えいたします。町道の認定並びに種別の変更等の見直し等については、北広島町道路条例及び北広島町道路管理規定に基づき、そして道路法及び道路法施行規則に基づき、議会の議決を経て公示しております。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） そのような運びで物事が進んでますよというふうにお答えをいただきました。町道の見直しというのは、いろいろな状況の中で判断をされるということがあろうでしょうし、

議会にも提案をされて、その全てが私たちのほうにもお知らせをいただくわけですが、これは直近で言うたら、いつ頃変更があったよということとか、あるいは町道に認定しましたよということがあったのかということをもっとお聞きしてみたいと思います。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 新規で認定した後の見直しについては随時行ってはおりませんが、大幅な見直しというのは平成25年に町道の路線番号等が重複していたことがあって、そのときに全路線を一旦廃止して、番号を振り直して全路線を再度認定していただいたりということがあります。しかしながら、近年の居住状況等や北広島町道路条例及び北広島町の道路管理規定に基づく道路種別の指定基準である定期バス運行路線の変更や廃止等も行われていることから、地域間の幹線道路としての位置づけ等を再確認し、必要に応じ見直しが必要と認識しております。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） ここ最近は見直しを行っていないよということですが、必要に応じて見直しが必要と認識をしておると。必要と認識をしておるとのことですが、そのことは今実際には行われていないというふうに理解をさせていただくわけですが、この町が合併して20年を迎えようとしておりますけれども、そのときに合併時の協議で、町道認定をしようというふうなことがあったかなかったか、あるいは仮にあった場合に、それが未処理で来ているというふうな状況があるのかどうなのかということをお聞きをしてみたいと思います。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 合併前には議員もご存じのとおり協議会がありまして、様々なサービス等、いろんな事務に関して協議され、道路に関しても旧町時代に整理されて合併後に整理させていただいております。生活道として利用されている道路については、整備において、国土交通省や農林水産省など、どの省庁補助金を活用し整備したかによりますけれども、現在町道としての未処理はございません。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 合併後にもスムーズに物事が進んでいるというふうにお伝えをいただいたので安心をしているところであります。町道に認定されていても起点と終点、スタートと終わりでもありますけれども、その全町の面積的なものがはっきりしているのだろうというふうに思うわけですが、そのことと、それから町道に認定したけれども、一部分が幅が狭い、あるいは一部分は車と車が離合できるような広いところも設置しているよというふうなことまで明確になっているのかということをお聞きしてみたいと思います。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 道路施行法の規則には起点・終点、道路幅員などを明確にするように定められております。そのように事務を遂行しております。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 今の答弁が私はよく理解できないんですが、幅が広がったり狭かったりするものも含めてははっきりしたのがあるということをおっしゃったんでしょうか。もう一度お聞きします。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 行政公法規則にのっとり道路台帳を整備しております。その中で起点と

及び終点、それから何メートル間隔ということはありませんけども、道路幅員等は明示しております。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 今回の幅員等については道路台帳を見ればそれがはっきり分かるというふうに答弁があったんだろうというふうに理解していいですね。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 道路台帳、大きな冊子、各支所、それから本庁にもございます。ただ、細かい部分については、拡大して細部の資料というのは、庁舎内のGISのほうにも整備しておりますので、お時間はいただきますけども、ご回答はできます。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） そういう細かいサービスまでであるというふうにお聞きしたので安心をしたところであります。さて、少し質問の観点が変わってくるかもしれませんが、以前、合併前ということで考えていただいても結構なんですけども、以前は町道でありました道が、いつかの時点で町道から除外をされるというふうなことがありました。具体的に申せば有田地区でありますけども、町道有岡谷線という路線がございました。その路線が何かの理由によって、当然その協議会とかいろいろそういう公な機関で協議されたんでありましょうが、それが町道から外されたという事例がございます。まず、そのことについてどういう認識でおられるかというのをお聞きをしてみたいと思います。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） まずもって合併以降町道有岡谷線の変更はしておりません。旧職員にお聞きしましたが、50年ぐらい前から今日の路線であるとのことであり、認定変更された事実については確認できておりません。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） それは引き継ぎが上手にいついていないのだろうというふうに思うのは、私は町道有岡谷線上に農地を持っておりまして、そこを使用しないと農地に行けないということがありますから、町道であったことは、まず間違いはありません。その道は今田に抜ける道でありました。その後、もう少し詳しく申させていただければ、スタートが有岡谷線でありまして、そのずっと今田に向いて走っていた道でありますけども、それよりも途中から違うところに進める道をちょっと大きくしまして、それを町道有岡谷線2号というふうな名前をつけていたんですけども、その2号も取りまして、1号も2号もなくて、違うところにその路線が移ったと。ですから町道有岡谷線は存在しているんです。2つあったけども、いつの間にか1つになってしまったということでもあります。それは言うてみれば、引き継ぎがうまくいつてなかったのか処理がうまくいつてなかったのか知りませんが、実際にあったものがなくなった。今では里道というふうな扱いになっているのかもしれませんが、そこのところもう少し詳しくお伝え願いたいということと、資料をまだ見つけることができなかったのなら、そのような旨をお伝え願いたいと思います。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） そういった事実があったということであれば、いつぐらいの年度であったかということをお知らせいただければ、資料の搜索も簡易になるかと思っておりますけども、後ほどでもよろしいので、どの年代ぐらいだったかということをお教えいただければと思います。た

だし現在、町道の種別、1級、2級その他というふうになっておりますけども、もともとの有岡谷線が何級であったのかということもちょっと現在分かっておりません。資料のほうも時間をいただきましたけども、先ほど申しましたように50年以上、もう路線の変更がないということでしたので、なかなか厳しいかと思っております。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 私は今さら町道にまた格上げをしてくださいというふうなことを言うんではなくて、もともと建設課長も思っておられるように、その路線自体は農地または山林受益者のみが利用して、家屋等がないという認識を持っておられると思いますけども、まさにそのとおりなんです。ですから町道でなくてはならないよということにはならないんですが、物事の経過として、もともと町道であったものが、どのような経過で今は里道という扱いになったよということだけはお知らせ願いたいと思いますし、私もいつ頃かという提示はまた具体的にしたいと思いますから、そのときにしっかりと経過を後世に残すようにしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 私の記憶上、過去に林道で整備したところが地域間の集落間の連絡道路であるということで、旧大朝町では林道を町道に、それから町道をその他町道以外の道路にしたという事実はございます。千代田の地域においても似たようなことがあったのかとは思いますが、現状、1、2級町道においては、地域間の幹線道路、連絡する道路もしくは県道または1級町道と連絡する路線というのが2級ですけども、集落を形成する戸数が5戸以上あるとかというのを道路管理規定で設けておりますので、そういったところに照らし合わせていろんな形でいくと思います。町道以外については基本的には林道、もしくは農道、その他里道ということになろうかと思います。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 了解をいたしました。それでは、さらにまた具体的に町道の路線を言いますけれども、町道八重東小学校線という道路があります。それは起点と終点、それから距離をお聞きしてみたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 町道八重東小学校線ですけども、起点は有田85番地先で、終点は有田3417番地先で、延長は2291.05メートルでございます。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 分かりました。多分これは千代田交番のところ辺りから、三島食品の資料館がある辺りまでが起点から終点までじゃないかと思いますが、それでよろしいですか。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 終点は主に合ってますけども、起点のほうはもうちょっと先のほうになってます。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 有田の85番地、昔、武徳殿があったところといいますか、京屋旅館のところが起点じゃないかというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 個人商店名とか言えばすぐ分かるんでしょうけども、ちょっと議会中な

んで、控えさせていただきますけども、ステージがありますよね。お祭りのとき、あそこら辺までです。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 分かりました。総延長が2291で、かなり長いなというふうに思います。延長線上にかなり長い面積でありますけれども、この町道自体は幅員が非常に狭いところ、あるいは当然車が走ってくれるところの幅員もありますけれども、かなり狭いところが多くあります。それは町道に認定されてから、こちら幅員を広げるとかいうふうな作業が行われたことがありますか、お聞きをします。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 部分的にはございます。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 部分的にはあると言われたんですか、今。もう一回。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 八重東小学校近くにおいては用地買収させていただき、拡幅させていただいたところもございます。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 町道ということでありまして、今は車社会でありますから、車が往来できないような町道というのは非常に町道と名乗るには適当でないのかなという気もしたりします。私が過去に八重東小学校線でありますけども、ある部分だけ広げて、ある部分は全く未着工といたしますか、何もしないままで現在に至っています。この町道八重東小学校線は、八重東小学校の前を当然通りますから、児童は必ず、今言います町道八重東小学校線を通りながら学校へ行くんですね。その中で、私たちも見守り隊ということで、旗を持って児童たちと一緒に歩くわけですが、交通のラッシュ時といたしますか、アパート等から出てくる車が非常に多い地域でありますから危険なんですね。そこら辺も含めて本当に安全で小学校へ通えるような道にさせていただくということが必要だろうというふうに思いますが、いかがお考えですか。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） まずもって道路改良するには、地権者の方のご協力をいただかなければ改良できないことがございますことはご承知おきいただいておりますけども、道路交通法上では、道路交通法の第18条の2項で、歩行者の側方間隔の保持ということが明記されております。これは広島県警のホームページにも書いてありますけども、車両は歩行者の側方を通過するときは、安全な側方間隔を保持するか、または徐行しなければなりませんということで、通学する児童のみならず、車両を運行する方にも歩行者の保護規定がございますので、そういったことも十分お守りいただきたいと思いますと思っております。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 自動車が通行する幅の道なら、今、課長がおっしゃったとおりであります、自動車も通らないような昔の3尺道、1メートルですね、幅が1メートルのような道もあるわけであります。そういうところは自動車云々ではないわけですが、どちらにしても安全に通行できるという道にはなかなかない。もう一つ私申しますけれども、いつかの時点で、いつかの時点、これは10年前、あるいは30年近いかも分かりません。この町道八重東小学校線におうちを改築する。新しく建てるというふうなことの申請を町に出した際に、ここは

拡張する予定がありますから、おうちを建てるについて控えて、おうちを建てるの控えて建ててくださいというふうなことの要請があって、それに応じて控えて建てられておられて、今実際はその控えたものが道として利用されているんです。そのことはこれまで町が言われて、控えた町民の方に確認をして取ったわけですから、いかがか、そこら辺のところをお聞きしてみたいと思います。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 建築関係でございますけども、都市計画区域内であれば接道要件の4メートル以上の道に接道していなければ新しい住居であるとかの建築許可が下りません。そういった形もございまして、現状4メートルになるように控えていただいて建築許可が出るというような状況でございます。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 私が思ったんとは物事は若干違いましたけども、結果として控えてくださいねというのは建築の関係で当然言わなくてはならないし、中心から2メートル下がってねというふうなこともあるのかもしれませんが。そこで、もう一度現実の話をしますけれども、その後住宅地がこの線上に建ちました。そのときに境界ぐいが、当然今町道八重東小学校線上に隣接するお家がございます。それは控えて建っていません。それは明らかです。そのことはどのように答弁なさいますか。場所を言うと今住んでおられる方が困られるので、そのことは言いませんけれども、また個別に課長と話をすることになるとは思いますが、今の状況は実際にありますが、いかが把握しておられますか。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 今ご説明いただいた状況だけで判断できかねますけども、基本的に都市計画区域内になって、先ほど申しましたように、接道要件の4メートルないと建築許可というか、広島県の建設事務所のほうの建築許可が下りませんけども、建築許可を取られた案件で4メートルあるというふうに認定されている場合なのかどうかというのは、今の状況では個別に分かりませんが、基本的には協議いただいたり許可を取られることに関しては4メートルの幅員があるというふうに認識しております。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 大変な答弁をされたと思います。というのは、明らかに今課長が言われた手順をもっておうちが建っているのなら間違いありませんが、私がお連れしますが、明らかに境界ぐいまでつけてありますけども、それも本当に3尺のところ辺りにしかくいが打ってないですし、おうち自体もそこぐらいまで来てるんですよ。ですから幾らどう言われても、実際もう建ってますから、町道八重東小学校線を本当に全通、拡大をして、例えば3メートルの道にしようと思ったら、当然そのうちは建っているものを下がってもら以外にありません。これは私実際にお連れしますから見ていただければいいんですが、ですから、そういう意味からすると、大変な手順の中で誤った建設物が建ってるということだけはしっかり認識して、この場で認識してほしいと思います。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 町議が申されたような事例、どのような経緯でそのような形になっているのかというのは今詳細なことをお聞きしてないので正確な答弁はできませんけども、事例を紹介していただいて、適切な指導等が入るものと思っております。



○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） はい、分かりました。そのような方向で進んでいただきたいというふうに思っております。それから先ほど私申しました、少し控えて建ててねということ、あるいはその場所が道路として利用されていますよと。個人の所有地を自動車等で通行させていただいているというふうなことが実際にあるわけでありますが、それは町とどういうふうな契約というようなことはないのかもしれませんが、そこを当然分筆もしてありませんから、そのまま通られているんだろと思いますが、その場合の固定資産税の減免というふうなことは考えられておられるというふうに思いますが、実際にそこはされているかどうかは知りませんが、そういう例があるとすれば減免されることになりますか、いかがですか。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 課税上のことはちょっと建設課でお答えできませんけども、基本的に現在都市計画区域内で4メートル以下のところに関しては、アパート等が建つ場合は建設される方等から、4メートルになるように道路を拡幅していただいて、町のほうに寄附していただいているというような事例はございます。まだ未登記道路というのがございますけども、基本的に町道として公衆用道路としての機能があれば、基本的にはご寄附いただいて公衆用道路として、そういうふうな手続を踏んで町道として整備させていただきたいと思っております。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 了解しました。それでは千代田インター付近の都市計画道路でありますけれども、それも長い間ずっと土地の地権者の方たちに、広がるから、それこそよくよく考えて協力してくださいねというふうなことを言っていた場所があるんですけども、それが今多分中断というか、なしになったのかなというふうに思っていますけども、そここのところの状況をお聞きしてみたいと思います。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 現在町で計画しておりました都市計画道路未施工路線については古保利河本線のみですが、古保利河本線については、千代田のインターチェンジから中学校方面に向ける計画道路でございますが、志路原川を渡る橋の建設費など多額な費用が見込まれることから実施しない方針としております。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 了解しました。多分その地権者等の関係者の方にもその旨はしっかり伝えてあるというふうに思いますので、了解しました。次に2問目に入りたいと思います。コロナワクチンの効果はあったのかということであります。政府は2023年5月の8日、新型コロナを5類に引き下げたわけでありまして。オミクロン株の流行に伴う重症化リスクの低下が理由であるわけでありまして。厚生労働省の人口動態統計では、2023年5月から2024年4月の1年間で、コロナ感染による死者が3万2576人に上ったと発表があったわけでありまして。季節性のインフルエンザの約15倍で、大部分が高齢者だということで、ほとんどの人はワクチンを接種していたと考えられるわけでありまして、そのワクチンを接種したわけでありましてから、その効果があるというふうに普通思うわけでありまして、それを疑いたくなるような記事でありました。これは中国新聞に10月25日の一面に大きな活字を使って出た数字であります。まず、北広島町の厚生労働省発表の死者数に当たる人数は何人で、またどの程度ワクチンを接種されていたのかということをお聞きしてみたいと思います。

- 議長（湊俊文） 町民保健課長。
- 町民保健課長（迫井一深） 2023年、令和5年5月に感染法上の位置づけが5類になって以降、市町ごとに感染者数が公表されなくなり、本町の感染者についての情報はございません。5類移行前からではありますが、本町で何人亡くなられたかについては分かりません。
- 議長（湊俊文） 梅尾議員。
- 8番（梅尾泰文） 先ほど言いました新聞紙上で人数も報告をされたということでもあります。その報告された数字はどこから上がって出た数字でしょうか。明らかに中国新聞が一面に出したわけでありますから、中国新聞に抗議をしろということになるわけですか、お聞きをします。
- 議長（湊俊文） 町民保健課長。
- 町民保健課長（迫井一深） 広島県のほうで公表されている数値でございます。先ほどの3万2576人のうち広島県は625人でございます。
- 議長（湊俊文） 梅尾議員。
- 8番（梅尾泰文） その広島県が625人ということであれば、その625人の基礎数字はそれぞれの自治体から出た数字ではないということですか、お聞きをします。
- 議長（湊俊文） 町民保健課長。
- 町民保健課長（迫井一深） 先ほども申しましたが、本町、県内どこもそうだと思いますが、感染者についての情報がございませんので、県の把握している数値でございます。
- 議長（湊俊文） 梅尾議員。
- 8番（梅尾泰文） 大変な状況だから、ワクチンを何とかしようというて皆さんに打つように世の中の流れがあったわけでありますが、ワクチンを打っても亡くなるのであれば、効果があったというふうに思えないわけでありますが、いかがですか。どう判断されますか。
- 議長（湊俊文） 町民保健課長。
- 町民保健課長（迫井一深） 予防接種を受けるとその病気に対する免疫がつくられ、その人の感染症の発症、あるいは重症化を予防することができるだけでなく、多くの人が予防接種を受け免疫を獲得することで感染の広がりが小さくなり、社会全体を防衛することができる集団免疫効果が発揮されたものと判断しております。
- 議長（湊俊文） 梅尾議員。
- 8番（梅尾泰文） このコロナワクチンの関係は、なかなか公表されにくいというのか、求めない情報まで流されてくるということも含めて、非常に根拠が、調べたくてもなかなかつかめないという状況になっておることにお気づきにはなっていないかどうか、まず聞いてみたいと思います。
- 議長（湊俊文） 町民保健課長。
- 町民保健課長（迫井一深） 申し訳ございません。再度質問をお願いします。
- 議長（湊俊文） 梅尾議員。
- 8番（梅尾泰文） 認識の問題でありますから、ここでお聞きしても、課長がどのような思いであるということだけに私見になっても困りますから、今の私の質問は取り下げます。まず、この新型コロナが報道され始めた当初、我先にワクチンを接種しようということで、ワクチン接種の予約を非常に大変な状況の中で、行政やあるいは保健所のほうに、関係機関に我先に打ちたいがために苦情や非難が寄せられたわけであります。その状況を私は見たときに非常に耐え

られない状況でありまして、おどましくも感じたわけであります。ほとんどの方がこのワクチンの接種を複数回打っておられるというふうに私は理解をしておるんでありますけれども、先ほど言いましたように、ワクチンを打っても亡くなるという状況の中で、私はワクチンをまだ1回も打っていませんけれども、そのような方が、私はこの北広島町にも何人かおられるというふうに思います。まず、この町でワクチンの未接種者が何人おられて、それは人口の何%になるかというのをお教え願いたいと思います。

○議長（湊俊文） 町民保健課長。

○町民保健課長（迫井一深） 特例臨時接種が終了した令和6年3月末のコロナワクチン未接種者は3688人で、全人口の21.6%になります。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 今課長がお答えいただいたように、令和6年の3月末であります、コロナワクチンの未接種者は3688人、全人口の21.6%の方はワクチンを接種してないということで、この数字を聞かれて、私はどちらかと言うと、かなりの方が接種していないんだなということを改めて認識されたのではないかなというふうに思います。その背景には自分で病気を持っているからワクチンを打てないということもあるでしょうし、これは打つ打たないは個人の選択でありますから、判断でありますから、打たないということもできたということですが、割と多い方が打ってないということでもあります。それでは5類に移行して、今度は医療費の負担が必要ですよ。これまではワクチンは無料でありましたけれども、今度は有料になるというふうなことになるわけですが、その例えば、打たなかった21.6%の方たちには、それこそ、打った方は国の全額の補助で打てたわけですが、そのことに対して打たなかった人には何らかの対策なりは講じられたのかどうかをお聞きしてみたいと思います。

○議長（湊俊文） 町民保健課長。

○町民保健課長（迫井一深） 基礎疾患お持ちの方に関しましては、かかりつけ医に相談の上、接種の可否を判断いただいておりますが、町として接種できなかった方への対策は取っております。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 接種した方が亡くなったといっても、この町の方で何人がということもなかったわけでありまして、調査ができないということもあります。接種する接種しないというのは自分たちの判断でありましたけれども、どうも私はこの何年間か見てみまして、職場なりで自己判断で打つ打たないは決めるんですよと言いつつも、かなり強制的に近いといえますか、打たなくては行けないよというふうな環境がつくられたというのは私はそれなりに思っているわけでありまして。この10月から新たに実用化される新型ワクチンレプリコン型というのがありますけれども、これはこれまでのワクチン以上の毒性を持つというふうに私は予想してはいますけれども、接種した人からワクチンの成分が接種しない人にまで悪影響を及ぼすというふうにお聞きをしておりますが、どのように承知をしておられるか、お聞きしてみたいと思います。

○議長（湊俊文） 町民保健課長。

○町民保健課長（迫井一深） レプリコンワクチンを接種した人からワクチンの成分などが排出されるなど根拠のない情報や誤った情報が拡散されていることは承知しております。今年度のコロナワクチン定期接種で使用されるワクチンは有効性と安全性が確認された5社が承認されておりますが、そのうちの一つでありますメイジセイカファルマ社製のレプリコンワクチンは接

種すると体内でメッセンジャーRNAが一時的に複製されるため、スパイク蛋白質がつくられる時間も長くなり、従来のメッセンジャーRNAワクチンと比べて強く免疫が誘導されるという特徴があります。なお、メッセンジャーRNAの自己増殖はあくまでも一時的なもので、2週間から1か月と言われておりますが、無限に続くわけではないと言われております。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 取り方によっていろいろな考え方があるわけですが、根拠がない報道だというふうに言われておりますが、私はどちらが正しいということと言おうとは思いませんけれども、どちらかというと、このワクチンの関係からいくと、国が示したとおりに皆さんが乗っかっているというふうに思いますから、どちらが根拠がないのかということにはなかなか難しいなというふうに思っております。それから身体に悪影響がないという判断で答弁されたんだらうというふうに思いますけれども、正常な生活を送っている私たちが健康な体の中にワクチンを接種するわけでありますから、そのものが本当に安全で、体に、あるいは周りに危害を加えないということが随分長い研究の中で出てきた薬であるのなら、それは幾らか理解もするわけでありますが、本来10年ぐらいはかかるであろう、薬をつくるのには10年ぐらいはかかるだろうという前提の中で考えると、あまりにもこのたびのファイザーであっても、もう一つの社であっても5年ぐらいで出てきたものでありますし、それこそいろいろな実験を繰り返して出てきたものであるというふうにとっても思えないということが私にはあるわけであります。そういうことから踏まえると、本町として今後、私の思っていることと、今、答弁をしてくれている課長との考え方に差異がありますから、どのような答弁になるのか分かりませんが、今思っておられることをお聞きしてみたいと思います。

○議長（湊俊文） 町民保健課長。

○町民保健課長（迫井一深） ワクチンにつきましては、未知のウイルスであります新型コロナということで、諸外国の状況も見ながら、国のほうが安全性・有効性を確認されて承認されてワクチン接種が始まったものと考えております。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 時間が迫ってきましたので急いでいきますから、少し飛ばすということはあるかもしれませんが、お許しを願いたいと思います。このたびの補正予算の中で、コロナに関わる死亡一時金という項目がございました。それから葬祭費というのもありました。それをお聞きしましたところ、コロナに関わって国から出されたものである。その金額はかなりの金額でしたけども、その中身をお聞きをしてみたい。件数もお聞きをしてみたいと思います。

○議長（湊俊文） 町民保健課長。

○町民保健課長（迫井一深） このたび補正予算のほうに計上されているものは新型コロナワクチンを接種したことによる健康被害ということでございます。件数につきましては1件でございます。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） 今お答えがあったように、コロナの関係で1件ほど亡くなられたということに対して、国が支払う金額は4420万円であります。1件で4420万円でありまして、その1件について葬祭費も支払われるということで、言うてみれば、国が認めたということではありますが、その金額については税金から支出されるというものであります。ですから、私たちの知らないところでいろいろなことが展開をしているということ、まず皆さんにお知らせし

たかったということで、このたびのコロナの関係について一般質問の議題にさせていただいたというふうに思っております。このようなことは、これまで歴史を振り返ってみても、三百年遡ってみても、大体おおむね百年ごとに感染症関係の病状というのが生まれてきております。それらがこのたびの2020年からあったコロナウイルスに関係があるのかなどうなのかなというふうなことも含めて思っておりますが、最後にどのようなお考えかというのをお聞きしてみたいと思います。

○議長（湊俊文） 町民保健課長。

○町民保健課長（迫井一深） 世界的感染症の大流行は何度も起こっております。町としましては町民の命を守るため、地区医師会のご協力をいただきながら、そのときで得る予防策を講じ、対応策に尽力してまいります。

○議長（湊俊文） 梅尾議員。

○8番（梅尾泰文） それぞれが健康で働きたい、生き続けたいという気持ちは同じでありますから、コロナに限らず、自分たちの体力、免疫力を信じながら取り組んでいきたいというふうな気持ちを持ちながら質問を終わりたいと思います。以上です。

○議長（湊俊文） これで梅尾議員の質問を終わります。ここで暫時休憩を取ります。1時までとします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 11時 46分 休 憩

午後 1時 00分 再 開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） 再開します。午前中に引き続き一般質問を行います。5番、佐々木議員の発言を許します。

○5番（佐々木正之） 5番、佐々木正之です。今回は「小さな拠点が必要では」パート3を質問に上げました。9月の一般質問では、人口減少や高齢化が進む我が町の現状と課題について、住民生活での地域の困り事、今後の対策をどのように考えているかを質問いたしました。今回は、環境への取組、これからの農業について、近年多発している災害時の対策、地元住民で組織している自主防災についてお聞きをします。なお、午前中に同僚議員が自主防災について質問しましたが、それにだぶらないように質問をしたいと考えております。美しい環境と景観を地域で守るために取り組む事業としては、主なものは、不法投棄防止事業と協働による清掃活動の支援事業がありますが、町はどのように取り組んでいるか。その現状と課題があれば、どのように考えているか、お伺いします。

○議長（湊俊文） 環境生活課長。

○環境生活課長（出廣美穂） 環境生活課からお答えいたします。まずは、各地域で環境美化に取り組んでおられることに感謝申し上げます。環境美化の事業として、北広島町公衆衛生推進協議会の活動があります。公衆衛生推進協議会では、各地域で行っている定期的な清掃活動への

活動費支援や不法投棄看板の配布、不法投棄監視カメラの貸出し等を行っております。また、町では公衆衛生推進協議会や区長さん等からの情報を基に、不法投棄が多い場所に監視カメラの設置などを行っております。地域の取組に対する課題としましては、清掃活動に参加する方が高齢化、減少していることがあります。ごみのごみを呼ぶと言われているので、不法投棄されないように、引き続き地域ぐるみでの環境美化活動や不法投棄防止、監視の取組を今後もお願いします。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） この不法投棄の問題は、豊平地域でも2年前から私のところへどうにかならんのかというふうな町民の方からの質問がありました。先日、その場に行きましたら、公衆衛生推進協議会のほうからカメラ設置、びっくりしたんですけど、1台か2台かと思いましたが、5台も設置してありました。行政のほうもしっかり取り組んでおられるなというふうな気がして帰ってまいりました。今後もよろしくお願ひしたいというふうに思いました。次に北広島町長期総合計画（改訂版）施策分野Ⅰ．活力ある産業の創造と成長から、これからの農業について3点ほどお伺いをしたいと思います。現在、農業農家数は減少し、担い手の確保と農地保全が重要となっておりますが、対策はどのように考えているか、お伺ひします。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 農業従事者の担い手不足は全国的な問題でございまして、本町におきましても、2020年の農林業センサスによります農家数は1975戸で、5年前と比較しまして914戸減少しております。農家数の減少とともに担い手農家も減少してるというふうな状況でございまして。農業従事者の減少が進む中で本町の優良農地の保全が早急に取り組まなければならない課題というふうに認識しております。この対策といたしまして、特に稲作におきましては、スマート農業の推進を図るとともにその効果が十分発揮できます再ほ場整備の取組を進め、人口減少におきましても営農が継続できる体制整備を行っていききたいというふうに考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 先ほどスマート農業というお答えがありましたが、豊平地域でも5年から7年度にかけてスマート農業の実証実験が行われておりますが、6年度の成果と今後の課題があればお伺ひしたいと思います。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 中山間地域の農地につきましては、小面積の水田が多い状況であるため、大規模農家におきましては特に水管理の労力的なものでありますとか、時間的な負担が大きくて経営規模の拡大を阻害する要因となっております。このため、豊平地域の大型農家さんの協力を得まして、令和5年度及び令和6年度におきまして自動管理水門システムの実証試験を行っているところでございます。導入によります効率化・省力化等につきましての効果検証に取り組んでおるところでございまして。協力農家のほうからは、水管理を毎日見にいていたものが週1回程度に減少したというふうな声もお伺ひしている状況でございまして。現在令和6年度のデータを整理しているところでございまして、今後そういったデータを整理いたしまして、モデル地域の実証実験の活動の様子でありますとか検証データの公開、それからマニュアル化等を行うことによりまして、町内の横展開へも図っていききたいというふうに考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 次に認定農業者等の規模拡大作物の拡充の支援策はどのようなになっているか、お伺いをします。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 認定農業者等への規模拡大の支援でございますけれども、特に水稻におけます国庫補助事業等の活用でありますとか、それから町単独事業であります水田農業経営体育成支援事業等によりまして担い手の経営支援を行ってきているところでございます。農業を経営するための状況は年々変化が厳しくなっているところが予想されるところでございます。このため必要な対策につきましては国の補助金を活用するとともに、町単独事業につきましては限られた財源の中ではありますけれども、状況に応じました見直し等も行いながら、引き続き支援をしていきたいというふうに考えております。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 次に鳥獣害被害対策においては、何回も質問しましたが、高齢化が進み、猟銃捕獲者が減少傾向にあります。今後の対策はどのように考えておられるか、お伺いします。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 北広島町におけます狩猟免許の交付数の5年間の推移でございますけれども、平成31年度と令和5年度を比較いたしますと、平成31年度は218人、その内訳につきましては20代から40代が14%、それから50代が14%、60代以上が72%の状況でございます。令和5年度の状況でございますけれども、令和5年度につきましては219人で、内訳は20代から40代が14%、50代が13%、60代以上が74%ということで、ほぼ横ばいの状況でございます。なお、令和5年度の狩猟免許の新規の取得された方の状況でございますけれども、18名で、うち50代以下は8名の状況でございます。狩猟免許取得につきましては、北広島町有害鳥獣捕獲促進事業補助金交付要領につきまして定額1万円の補助を行っているところでございます。今後につきましても、学び塾でありますとか、県などの事業を活用いたしまして講習会などを開催して担い手確保に取り組んでまいりたいと思っております。以上です。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 学び塾が年3回ぐらいシリーズで開催されておりますが、その辺のところ少し詳しくお伺いしたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 学び塾につきましては、毎年、年3回程度予定してるところでございます。先般も1回目の開催をしたところでございますけれども、年が明けまして、2回目、3回目を予定しているところでございます。特に年が明けた2回、3回につきましては、ジビエ関係のところを中心に行っていきたいと今計画をしているところでございます。また情報等の発信はしていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 了解をいたしました。次に通信、危機管理、防災についてお伺いをします。固定通信環境について、ちゅピCOMの全世帯に占める普及率の割合は約76%です。旧きたひろネットからちゅピCOM光への移行は99.7%、携帯電話網の人口カバー率は99.9%で、日常生活に支障のないものと認識されております。災害時には多くの住民がテレビ、

ラジオ、スマートフォン等で情報を確認していると認識をしておりますが、スマートフォンの利用度の高い北広島町では、防災、安全お知らせメールを発信していますが、ほかにもお勧めのコンテンツがあると思われます。一例として、どこからどこへ逃げるかを知らせる洪水ポータルひろしまがあると思いますが、どのようなものでしょうか、お伺いします。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（川手秀則） 洪水ポータルひろしまは、広島県が提供しているウェブサイトで、河川が氾濫した際の範囲と深さを示した浸水想定区域図を公開しております。スマートフォン版も用意されており、浸水想定区域図だけではなく、降雨時にはリアルタイムで雨量、水位の状況や気象に関する注意報、警報などを確認することができます。いざというときに適切な避難ができるよう、水害リスクや避難ルートの確認などにお役立ていただければと思います。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 広島県では全国でも土砂災害警戒区域が多いとされております。北広島町もそれに入っているのではないかと思います。自宅や職場、学校等の危険な箇所は認識されているかどうかをお伺いします。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（川手秀則） 行政に携わる者として、私どもは常日頃から意識するように心がけておりますが、町民の皆様への周知、啓発については次のとおりとなります。土砂災害警戒区域は町が提供しているきたひろ情報アプリや、広島県が提供しているウェブサイト土砂災害ポータルひろしまで確認することができます。広島県は、町内の全小学校に国内の土砂災害ハザードマップの標識を屋外に設置して周知啓発を図っています。なお、紙ベースの防災ハザードマップは、前回発行から相当の年数が経過し、情報が古くなっているため、今年度作成中でございまして、令和7年3月末頃の各戸配布を予定しています。また、まちづくり出前講座によりまして自主防災組織や職場、学校などに伺い、ハザードマップを教材に用いた防災講座を開催しており、町民の方に危険箇所を認識していただけるよう取組を進めているところです。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 細かく説明をいただきました。次に、非常時には誰もが混乱状態になるとされます。混乱を少しでも和らげるための一人一人の対応策のポイントをお聞きします。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（川手秀則） 災害が発生してもできるだけ落ち着いた行動が取れるように災害時の心構えを日頃から持っておくことが大切です。ハザードマップによって、災害リスクを確認しておくこと、避難所の場所や経路の確認、非常持ち出し品、備蓄品の確認、気象情報や防災情報の入手方法を複数準備しておくこと、広島県公式LINEやヤフー防災速報アプリなどで避難行動計画であるマイタイムラインを作成しておくことなど、できる限りの備えを心がけていただければと思います。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 次に、自主防災組織について少しお伺いをして、豊平地域で行われた事例も含めてお伺いをしたいというふうに思っております。自主防災組織は平成17年から結成され、現在65組織、1連合体が組織されているというふうに認識をしておりますが、もし違えれば訂正をしてください。そしてこれらの方々は、行政区長、自治会長が組織の代表となる傾向がありますが、数年で交代され、十分な引き継ぎがなされていない。活動が鈍化している現



状が見受けられますが、ほかに課題としてあれば何があるかお伺いします。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（川手秀則） まずは数字については間違いのないところです。課題として何があるかということですが、地域によって確かに活動意欲、それから取組についての温度差があるのは確かだと思います。人口減少や高齢化、就業年齢の引上げなどによって地域防災活動の担い手自体が不足をし、加えて組織役員の交代によって、継続的な取組に支障が生じる傾向にあることなどが上げられます。また、ライフスタイルの変化や多様性が尊重される時代背景の副作用として地域活動に参加しない方、したくてもできない方も一定程度存在すると感じています。さらには、地域コミュニティの希薄化などにより地域住民への周知啓発や参加の勧奨も難しくなっている状況があると考えられます。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 確実な避難に向けて地域でできることは何があるか。1つ目は避難の呼びかけの体制づくり、2つ目、マイタイムラインの活用方法、3つ目は、避難訓練の実施、自主防災組織が主体となる防災備品の使い方、初期消火訓練、災害時の土のうづくりなどが考えられますが、専門機関からの指導はどのようになっているか、お伺いをいたします。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（川手秀則） 自主防災組織などの地域において防災に関する研修、町が行うまちづくり出前講座などや、防災まち歩きを行うことで、防災意識の醸成や地域特性を把握して、地域での話し合いを通じて避難の呼びかけ体制づくりのルールをつくります。そして避難訓練によって、実際に機能するか検証を行い、それらを繰り返すことで確実な避難に向けた体制づくりを進めることができると考えています。また、災害の発生に備えて、いつ、何をするのかをあらかじめ一人一人の状況に合わせて時系列で整理した自分自身の避難行動計画であるマイタイムラインを作成し、家族や隣近所、親戚、友人、知人などと共有することも避難行動において有効となります。避難訓練を行うに当たっては、自主防災組織が主体となって防災備品の使用方法、備蓄食を使用した炊き出し訓練、消防署や消防団と連携した初期消火訓練や土のうづくり体験など、実践的な避難訓練が地域の防災力の底上げにつながると思います。実践的な避難訓練の支援や専門機関からの指導などが必要な場合は、危機管理課や消防署にご相談いただければと思います。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 次に自主防災の役割の再認識、平常時には防災知識の普及啓発、防災訓練の実施、危険箇所の把握の訓練、情報伝達の手段方法、防災機材の整備、点検、食料等の備蓄、防災リーダーの育成、災害時の情報収集・伝達、避難呼びかけ、避難所の開設について組織体制の見直し、再構築の検討をするべきではないかと考えられますが、どのようなお考えか、お答えください。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（川手秀則） 自主防災組織の抱えている課題への対応として、本町では毎年出水期前に自主防災組織と自主防災組織未結成の行政区を対象とした自主防災組織等連絡会を開催しています。連絡会において、防災知識や避難所の運営に関する講習や図上訓練について取り組んでいるところですが、近年、激甚化・頻発化している災害への対応のため、例えば地域で開設する避難所ごとのマニュアル作成に関する研修や要請した地域防災リーダーの技能向上研

修など、さらに取組を強化してまいりたいと考えております。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 次に避難行動要支援者の制度についてお伺いをしてみたいと思います。災害対策基本法の改正が令和3年5月に行われましたが、北広島町ではどのような取組になっているか、お伺いをします。まず一つは、避難行動や避難生活上で指摘された課題として、避難したくても必要な情報がない。避難すべきか判断等があるかどうか、どのような判断が必要かお伺いをいたします。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（川手秀則） 本町においては音声告知端末による放送やきたひろ情報アプリ、防災安全お知らせメール、それから町の公式LINE、テレビのLアラートやちゅピCOM11チャンネルのデータ放送など、多様なコンテンツを利用して避難情報や避難の判断のための情報発信を行っております。積極的に収集、活用していただけたらと考えております。また、前線や台風などによる大雨の場合は気象情報を小まめにチェックすることで早めに準備することができますし、異変を察知することができます。避難情報が出されていなくても安全な場所に避難することを考える。自らの命は自らが守るという防災意識のスイッチを入れていただきたいと思います。避難して大したことがなければ、それはそれでとてもよいことだと考えます。町としても避難情報のタイミングにおいては、空振りも許されても見逃しは許されないとの意識で、ちゅうちょなく発令するように心がけています。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 避難行動支援者の名簿の対象はどのように把握されているか、お伺いをいたします。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（川手秀則） 避難行動要支援者の名簿の対象者は、身体障害者手帳や療育手帳、精神障害者手帳を所有する方、介護認定を受けている方、難病疾病を有する方などから抽出しています。対象者のデータを所有する福祉課や防災部門である危機管理課などが連携して対象者を整理し、避難行動要支援者名簿に登載しています。そして避難行動要支援者名簿に登載された方全員に郵送にて避難支援関係者へ名簿情報を提供することへの同意の確認を行っています。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 個別避難計画とはどのようなことか。避難行動支援者と避難支援等に関わる人はどなたかをお答えください。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（川手秀則） 個別避難計画とは、避難行動要支援者一人一人の状況に合わせて災害時に誰が支援して、どこに避難するか、避難するときにどのような配慮が必要になるかなどを記載した個別の避難行動計画のことです。個別避難計画の作成は町が主体となり、本人、家族を中心に避難行動要支援者と関わる人たちが一緒に作成します。要支援者の状態を把握している方として、福祉専門職や福祉事業者、避難支援実施者として、自主防災組織や自治会、消防機関、警察、民生委員児童委員さんなどが協力して計画を作成していくことになります。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） その個別避難計画書作成に向けた取組は令和6年度に行われたのか、また

その実績を踏まえて、令和7年度以降についての取組をお伺いします。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（川手秀則） 個別避難計画作成に向けた取組として、令和5年度に準備段階として、住宅地図会社提供の避難行動要支援者管理システムを導入しました。本格的な取組は令和6年度から始め、6月の自主防災組織等連絡協議会、7月の各地区の民生委員児童委員連絡協議会、9月のケアマネ連絡協議会において事業説明を行いました。また、10月に個別避難計画対象者名簿の基になる要支援者名簿を更新するため、現況確認の依頼を対象者に通知し、現在整理を行っているところです。個別避難計画対象者の優先順位を決定し、計画作成に向けて取り組んでまいります。順次計画の作成を進め、作成後には避難訓練を行うことで計画内容の改善や避難の実効性の向上につながるよう取組を進めていきたいと考えています。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） ここで、豊平地域で行われた自主防災の見直しと、地域でできることの事例の一つ紹介をしたいと思います。2年前にボランティアの有志で学び塾に防災ハザードマップのつくり方というので何人か参加をしました。それで今年に入って自主防災の見直し、それからどういうふうな取組をやっていけばやっていけばいいかというので、11月にある場所で防災イベントというのを企画をいたしました。その内容、時間がありますので、少し詳しく説明をいたしますと、時間は8時半から約1時頃まで、ハザードマップによる自宅等の確認、防災まち歩きの説明、実際に各地域を歩いてみないと、普通、車で通っているのどこが危険なのかというのが分からないので、3か所分かれて、事前に歩いてみました。そして歩き終わりましたら防災体験ということで危機管理の方にも参加をいただきまして、避難所の模擬体験、それから土のう袋に土を入れる実践体験、これも行いました。それが終わりましたら、今後の自主防災の在り方について皆さんの意見を聞いたところです。その後、ちょうどお昼になりましたので、非常食の試食等々行いました。イベントですから、最後にモチまきをして閉幕したという実態がありました。それでハザードマップは事前にその地域のこういうところが危険だよというのを危機管理のほうでつくっていただきまして、各部落の皆さんに配布したところ、あっこういうところがあるんだというようなことが改めて分かったということがあります。それから防災まち歩き体験では、やはり先ほども申しましたように、地域を分けて3回行ったわけですが、車でふだん生活しておりますので、歩いて通るところがなかなか分からない。水路の土砂が詰まっているとか、枯れ木の伐採が必要なんじゃないか等々の意見がたくさんございました。防災体験ですが、避難所模擬体験、特に防災グッズ、簡易トイレ、簡易ベッド、間仕切りテントの実際の利用体験を行いました。防災グッズはここに一つ持ってきておりますが、いろいろあるんですが、これはホイッスルです。日頃身につけていないと、いざ災害に遭ったときには吹けないんですが、これの中にはIDカードが入るような仕組みになっております。防災にかかわらず鳥獣害とか不審者とか、そういうときにはこの笛を吹くと結構便利になるんじゃないかというふうにして今日お持ちをいたしました。それから簡易トイレ、これも2種類用意をしていただきましたが、実際に、言い方悪いんですが、用を足したわけなしに水を入れて薬を入れてやったんですけど、男性の場合は割と間仕切りがなくてもできるかと思いますが、女性の場合は間仕切りがないと、なかなかできないなというような参加者の意見でございました。それから簡易ベッドですが、私も膨らまして寝たんですけど、普通にあるようなベッドではありませんでしたけど、いざというときにはそういうベッドも必要ではない

かというふうに思いました。それから間仕切りテントですが、これがなかなか一人二人では、日頃やりつけてないということで、何人でもいいからやってくださいと言われたんですが、四、五人で立てても時間がかかりかかる。こういう体験をいたしました。それから土のう袋に土を入れる体験ですね。これは地元の消防団員さんに協力を得て土のう袋に土を入れる、それから普通だったら土のう袋目いっぱいに入れるんですよ。ですけど、スコップ軽く3杯ぐらいで、水にぬれても持てる、誰でもが持てるというふうな体験をさせていただきました。それと災害時ですから、川に背を向けて汲んではいけないとか、袋の絞ったところ、これをどういうふうに積んでいくかというふうな体験もさせていただきました。あと非常食のことでございますが、非常食を2種類用意していただきまして、ワカメご飯ともう一つ、何だったかちょっと記憶に残っておりませんが、お湯で温めて40分、30分ですと、ちょっと試食すると硬いなというふうなイメージがありました。1時間ぐらい温める、そういうときには停電になったらどうなるかとかいうふうな課題も指摘されました。これにご飯だけじゃなしに、レトルトのカレーを入れて食べると、参加した子どもたちはおいしく食べれるというふうな意見が多数ございました。最後にいろんな今後の取組を話をしましたが、この非常食には、むすびがやってほしいということをお願いをしたんですが、むすびにはできません。これはできるんですけど、ボロボロになるというふうな印象を持ちました。以上が11月に行われた防災のイベントに参加させてもらったときの印象でございます。危機管理課長、何か感想がありましたら、お答えください。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（川手秀則） 議員おっしゃいました取組につきましては、私も新聞の朝刊で拝見をさせていただいて承知をしております。実践的でなおかつ、有効・的確なまさに地域ぐるみの取組で、お手本のような自主防災組織の活動ではなかったかなと思います。それを消防団の方の協力を得たり、子どもさんも参加されたり、「楽しく学ぶみんなの防災」という町が掲げておる学び塾のテーマにもつながっていくものだと思いますので、大変興味深く拝聴いたしました。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 先ほども触れたんですが、町の施設には発電機はあると思いますが、それ以外の集会所には発電機は恐らく、全部は把握しておりませんが、ないんじゃないかというふうに思います。万が一停電になったときは、どういうふうな対策を取るかというようなことがもしありましたら、お答えをいただきたいと思います。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（川手秀則） 町が最初に開設する避難所には当然のように発電機を備えておりますけれども、地域で開かれる集会所等の避難所には恐らくそれほど整備されていないのはいかと思っております。自主防災組織の立ち上げのときに資機材の調達のために補助金がございますけれども、それで発電機を購入したというのも多少伺っておりますので、全くゼロではないと思います。停電につきましては、電力会社、ネットワーク会社の迅速な対応で、大体全国的に見ても3日から4日程度で電力については復旧するというふうに伺っておりますけれども、そうはいっても、最長でも4日間程度の停電が見込まれておりますので、そうしたときには当然町が保有しております発電機、それから足らない場合は民間でありましたり、協定先の企業からの調達という、あらゆる手段を講じて電力を賄っていきたいと考えております。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 各自主防災組織には、先ほども触れられましたが、設立当初は補助金制度があるんです。1回10万円、その後、組織を継続して活動して行うための補助金があるのかないのか、これをお伺いしたいと思います。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（川手秀則） 議員ご指摘のように初回はあったわけですが、継続的な支援が乏しいということで、そういった課題を抱えておりましたので、令和6年度より北広島町避難の呼びかけ体制構築実践支援事業補助金を創設しております。補助金の額は初年度が10万円、次年度以降は2万5000円が上限です。継続的に受け取れるものです。自主防災組織による避難の呼びかけ体制の構築、またはその実践と町民への周知やマイタイムラインの普及を推進するための取組に継続して補助金を活用することが可能となっています。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 次年度以降の補助金が出るということで確認をさせていただきました。最後に確実な自主防災組織にするには、今後も専門機関の指導者の派遣や協力体制が必要とされていますが、今後どのように進めていくのか、町長の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（川手秀則） 自主防災組織の活動が確実に行われるためには、災害時における情報収集・伝達、警戒避難体制の整備、防災用資機材の備蓄、防災訓練の積み重ねなどが重要です。自主防災組織の育成強化を図るため、地域防災リーダーの育成や技能向上、防災研究者や防災士などによる研修や避難訓練の開催、きたひろ学び塾やまちづくり出前講座による担い手育成、備蓄の推進などに取り組んでまいります。

○議長（湊俊文） 町長。

○町長（箕野博司） ただいま担当課長が申し上げましたとおり、自主防災組織関係については、そういう形でやらせてもらおうというふうに思っておりますけれども、災害が激甚化・頻発化してきている昨今、防災に関わる専門人材を育成していく必要があるんじゃないかということで、現在、防災人材の確保・育成に係る取組の強化策として、県と市町共同で広島防災人材機構、仮称でありますけれども、の設立に向けて調整をしているところであります。頻発化・激甚化する自然災害等に的確に対応するためには、防災分野の知識や経験等を有する人材の確保・育成が急務となっております。しかしながら、こういった人材育成が現段階では十分ではないということでもあります。この課題に対して、令和3年度から議論を開始し、令和4年度に県・市町防災人材育成会議を設置して、以降、枠組みなどの整理を議論してきたところであります。令和6年4月1日には、広島県が初めて防災職を採用いたしました。現在、広島防災人材機構の設立に向けて県と市町で最終調整の段階に入っております。令和7年度事業開始を目標に今話し合いを進めているところであります。機構による運営会議の開催などにより県・市町共同で研修訓練を企画実施することにより、大規模自然災害に迅速・的確に対応できる人材を育成するとともに、職員のネットワークづくりや円滑な受援・応援体制を構築し、災害対応が県・市町全体で持続的に高いレベルで行える災害に強い広島県の体制構築を目指していこうとしているところであります。

○議長（湊俊文） 佐々木議員。

○5番（佐々木正之） 町長がお答えになりました緊急時で効率のいい運営ときめ細かい対応を可

能にすることを願って、今回の質問を終わります。

○議長（湊俊文） これで佐々木議員の質問を終わります。ここで暫時休憩を取ります。1時55分。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 1時 46分 休 憩

午後 1時 55分 再 開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） 再開します。4番、中村議員の発言を許します。

○4番（中村忍） 4番、中村忍です。さきに通告しておりますように、本日は、人口減少と今後のまちづくりについて、人口減少の克服に向けた対策とこれからのまちづくりの2つの観点から質問いたします。さて、今年4月、民間組織人口戦略会議が744の市町村を将来消滅の可能性がある。そうみなす報告書を公表いたしました。10年前にも日本創生会議が896の自治体に消滅の可能性がある」と指摘しましたが、少子化は進む一方でした。私たちは再び鳴らされた警鐘を重く受け止め、将来世代が暮らしやすく、希望を持てる地域づくりに向かっていけるよう知恵を絞っていかねばなりません。報告書では、2020年から2050年までの30年間で、子どもを産む中心世代である20代から30代の女性が半数以下になり、人口減少により行政運営が維持できなくなる自治体を消滅可能性自治体と定義し、このことに該当する自治体は744あり、それは全国の4割を超えるとされています。報告書では、10年前の896自治体より数字の上での改善が見られたのは、外国人の増加が要因であると分析しています。さらに出生率の低下や都市部への人口流出が続いており、人口減少は楽観できる状況ではないと指摘しています。さて、本町は2024年の報告では、基準となる20代から30代の女性の人口変化率がマイナス48.4%と推計され、消滅の可能性がある自治体からは外れました。このことをどう捉えているのか、所見をお伺いいたします。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（国吉孝治） 財政政策課からお答えいたします。民間組織であります人口戦略会議が令和6年4月に公表した報告書におきまして、本町は10年前の報告書では、20から30代の若年女性人口の減少率が50%以上の消滅可能性自治体とされておりましたが、今回の報告では3.7ポイント改善し、持続可能性自治体や消滅可能性自治体でもなく、その他に該当する自治体と報告され、自然減対策、社会減対策が必要である自治体との分析でございました。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） これまでの取組に対して一定の成果が現れた証であろうと思いますが、これからも一層の緊張感が求められていると、そういうことを忘れないでいただきたいと思います。さて、2000年以降、国内の出生数の減少は年率1%程度でしたが、2016年以降の減少は年率3.7%程度となり、減少のスピードは一段と加速してきています。このことは非常に

危機的な状況です。また、人口減少や超高齢化の影響は長期的で非常に多岐にわたることが想定されています。人口減少が与える影響やリスクを想定した上で、まち・ひと・しごとに関して施策や対策を検討し、自律的で持続的な社会を創生していく必要があります。人口減少は、本町の施策や取組に対してどのような影響やリスクがあると捉えておられるのでしょうか。また、その課題の克服に向けてどのような対策を講じてこられたのでしょうか。以下4点について、町の所見をお伺いしたいと思います。まず、1点目でございますが、産業や雇用への影響と対策についてお伺いいたします。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 農業分野での影響、対策につきまして農林課からお答えいたします。人口減少が本町の農業に及ぼす影響につきましては、担い手の減少でありますとか、耕作されない農地の増加があると捉えております。その対策といたしまして、これまでに農事組合法人設立の推進でありますとか支援、それから個別経営体の規模拡大支援、農業参入企業の誘致、また新規就農者の育成など地域の多様な担い手の確保に取り組んできたところでございます。今後につきましては、人口減少社会におきましても、優良農地を引き続き耕作するため、少人数でも営農ができるスマート農業の普及を進め、またその効果が十分発揮できますように再は場整備等の取組も進めていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 商工観光課長。

○商工観光課長（大本賢一郎） 続けて商工観光課よりお答えいたします。人口減少による産業や雇用への影響につきましては、本町におきましても担い手の不足や後継者の問題などがあると考えております。現在、このような課題に対しまして地元高校生に町内企業について知ってもらい、就職へとつなげていく取組として、高校生による町内企業見学や産業フェアの開催などに積極的に取り組んでいるところでございます。また、人材育成や事業承継、町内での新規企業に対する支援などについても商工会や関係機関と連携して取り組んでいるところです。今後も国、県や関係機関、商工会、役場内の関係課と連携し、事業者の声をしっかりと聞きながら、地域課題の解決に向けて取り組んでまいります。以上です。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 続いて2点目でございますが、地域生活への影響と対策についてお伺いいたします。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小椿治之） 地域生活への影響といたしまして、人口減少による地域への影響は集落機能の低下が危惧されます。担い手不足により、草刈り、農地、道路、用排水路の維持管理が困難になり、地区の役員の変更ができない。空き家の増加なども心配されます。また、地域の祭りなどの行事ができなくなる状況もあると考えております。対策としましては、担い手不足などの地域の状況を踏まえ、本町の地域課題に取り組む人材育成を目的としたきたひろ学び塾を実施しております。この事業では、北広島町第2次長期総合計画に基づく5つの施策分野に沿った6つのプログラムを開催し、地域課題の解決、地域における担い手の育成につながる取組を実施しておるところでございます。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 続いて3点目でございますが、医療や福祉対策への影響と対策についてお伺いいたします。

○議長（湊俊文） 町民保健課長。

○町民保健課長（迫井一深） 医療分野では、高齢者の増加による医療需要の拡大や生産年齢人口の減少による医療スタッフの確保に影響があるものと認識しております。対策としましては、広島市立北部医療センター安佐市民病院内に設置されております広島県北西部地域医療連携センターとの連携により、官民を問わない医師の広域派遣体制の構築や町内医療機関に勤務する意思のある看護師等に対し、奨学金の貸付けを行っております。

○議長（湊俊文） 福祉課長。

○福祉課長（細居治） 福祉対策については福祉課からお答えをさせていただきます。福祉対策への影響としては、今後も高齢者人口は減少しますが、75歳以上の後期高齢者人口は、令和12年度までは増加し、さらに高齢化が進むことが見込まれています。人口が減少し、高齢化が進んでいく中で、地域において高齢者をどのように支援していくのかという課題と、介護保険サービスを安定的に提供する上で、介護従事者の不足が大きな課題となっています。その対策として、安心して暮らし続けることができる地域づくりを推進するため、各集会所単位で元気づくり推進事業や、各日常生活圏域にサロン、認知症カフェの活動支援や参加促進を行い、在宅生活を支える支援としては、あんしん電話設置事業等を行っています。さらに介護保健施設や介護サービス事業所を日常生活圏域単位で整備し、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続することができるように取り組んでいます。また、介護人材のスキルアップや定着を図るための北広島町介護職員研修受講費補助金を行っています。さらなる対策が必要であり、今後地域、関係機関、団体、サービス提供事業者等からの意見を伺いながら、介護人材の確保、定着と業務効率化を推進していくためには、どのように取り組んでいくかを検討していきたいと考えています。以上です。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 最後に4点目でございますが、行財政サービスへの影響と対策についてお伺いいたします。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（国吉孝治） 行財政サービスの面から申し上げます。影響としましては、人口減少が進むと税収が減少し、財政的な面で、町が実施している事業全般に支障が出てまいります。さらに、そもそも人口が減るということでマンパワーが不足するということが想定されます。その対策としまして、現在取り組んでおります元気づくり事業による健康寿命の延伸や地域課題に行政とともに主体的に取り組むリーダーとなる人材の育成に向けた取組、さらに町内全域に整備した光高速通信網を活用したヘルスケアや買物支援といった暮らしDX、押印省略、オンライン申請の導入などの行政DX、こうしたデジタル化に向けた取組も進めているところでございます。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） ただいま人口減少による影響と対策について4つの観点から伺ってまいりましたが、担い手不足、集落機能の低下、医療スタッフや介護従事者の不足、マンパワーの不足など、そういった課題を適切に捉え、丁寧な対策が講じられていることが大変よく分かりました。さて、次に移りますが、本町の人口ビジョンでは、3つの重点課題が示されています。どのような対策を行い、どのような成果が上がっているのでしょうか、お伺いいたします。重点課題の1つ目に、北広島町での暮らしを選択する定住者の増加が上げられていますが、どうでしょ



うか、お伺いいたします。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小椿治之） 北広島町人口ビジョンに記載されております暮らしの場として、北広島町が若い世代を中心に幅広く選ばれるための対策の一つとして、本町への移住に関心を持つ方に対し、就職や住居等の暮らしに関する情報提供や移住に関する相談対応を一体的に担う窓口、空き家情報バンクの設置、また、Ｕターン者に対して奨励金を交付するなど定住者の増加を目指しております。Ｕターン奨励金につきましては毎年一定の申請があり、Ｕターンの目的や動機づけになっているかは分かりませんが、Ｕターンを進める手段として必要な制度と認識しております。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○４番（中村忍） 重点課題の２つ目でございますが、結婚・出産・子育ての希望をかなえられる環境の整備が上げられております。このことについてはどうでしょうか、お伺いいたします。

○議長（湊俊文） こども家庭課長。

○こども家庭課長（芥川智成） 結婚・出産・子育てへの希望をかなえられる環境の整備については、妊娠、出産から子育て期にわたって切れ目ないサポートを行うネウボラ事業の推進を中心に据え、これまで取り組んできておるところでございます。こうした取組の成果につきましてはソフト事業でもあるため、その成果を数値で測ることは非常に難しいところですが、昨年子育て世帯に対して行ったアンケート調査でネウボラきたひろしまでござの認知度について、５年前の調査では、子育て世帯の６割程度であったものが昨年の調査では８割を超え、その認知度は高まっており、相談件数も令和５年度では延べ１８１２件となっております。このように多くの子育て世帯に認知されることは、出産、子育てに対しての悩みや不安などがあつた際にいつでも相談できる場所があるという安心感につながっているものと考えております。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○４番（中村忍） 続きまして、重点課題の３つ目には、高齢化、過疎化に対応した生活機能を維持できる地域づくりが上げられておりますが、このことについてはどうでしょうか、お伺いいたします。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（国吉孝治） 令和４年度から５年間の計画期間としまして策定しております第２次北広島町長期総合計画改訂版におきまして、重点施策の一つとして、安心して元気に暮らせる地域の創出に対しての取組を行っております。情報提供や地域活動の機会の創出、住民の自発的な地域づくりへの参加意識の高揚を図ることにより、持続可能なコミュニティの充実・強化を行い、また、各種健康診査や食生活及び運動習慣の充実に取り組み、元気づくり事業を通じて、一人一人の健康寿命の延伸と生き生きと暮らせるまちづくりを目指しております。成果といたしましては、特定健康診査の受診率はコロナ禍前までの率までは回復しておりませんが、徐々にではございますが、向上している状況でございます。また、健康寿命につきましても、若干ではございますが、延伸の傾向が見られております。引き続き、全ての町民が健康で安心した生活を送ることができるよう、関係者と連携しながら、生涯を通じた健康づくり、元気づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○４番（中村忍） ただいま３つの重点課題についてお伺いいたしましたが、とりわけソフト面で

の対策を丁寧に行われ、とりわけネウボラ事業や特定健康診査の受診率、健康寿命の延伸等におきましては着実な成果を上げていると受け止めさせていただきました。ただ、これらの取組がどれだけ人口減少対策に対して有益であり効果を上げているのかまで考察を深めていただいて、今後の取組に生かしていただければと願っておるところでございます。さて、2014年に地方創生を打ち出されて10年が経過いたしました。地方創生のスタートは、将来人口推計で896の自治体の消滅の可能性が指摘され、高まった危機感が背景にありました。地方創生の報告書の成果の一つに、2013年当時の将来人口推計よりも2020年時点の実際の人口が上回った自治体が全国で4割を超えたことが上げられています。しかし、多くは移住者と呼ばれることによる成果であろう。地域間での人口の奪い合いが指摘されていると記されています。本町ではこれまで子育てしやすい環境をつくるためにどのような施策を取ってきたのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（湊俊文） こども家庭課長。

○こども家庭課長（芥川智成） 先ほど答弁と同様になりますけども、本町は県内でも早く平成30年にネウボラきたひろしまでのごを立ち上げております。これまで安心して妊娠、出産、子育てができるよう様々な相談に応じ、必要な情報、サービスを提供し、子育て世帯を継続的にサポートする取組を行ってまいりました。特にマイ保健師による子育て世帯への面談回数は、国が求めます5回に対し、本町では7回を実施しております。実施率も100%となっております。また、今年度より組織再編を行い、児童福祉と母子保健を一体的に提供するため、こども家庭課を新たに設置し、さらなる子育て支援体制の強化を図り、子育てしやすい環境づくりに取り組んでおるところでございます。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） ただいまご説明いただきましたように、こども家庭課が新設され、組織編成が一新したことで、子育て支援体制の強化が図られ、子育てしやすい環境づくりが進んできたことについて敬意を払いたいと思います。住民目線と言うならば、どんなことがよかったと捉えられているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（湊俊文） こども家庭課長。

○こども家庭課長（芥川智成） こども家庭課ができて、母子保健の専門である保健師、子育ての専門であります保育士、助産師それぞれが対応いたしますワンストップでの対応ができているというふうに思っております。また、一体となったことでリスクのある家庭の早期発見、早期対応につながっていると思っております。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 移住や自治体同士による子育て世代の優遇競争による地域間での人口の奪い合いが指摘されております。このことをどう捉えておられるのか、町の所見をお伺いいたします。

○議長（湊俊文） こども家庭課長。

○こども家庭課長（芥川智成） 子育て世帯の奪い合いについては財政力のある自治体が大胆な子育て支援策を打ち出し、他市町から子育て世帯を呼び込み、人口増につながった事例もありますが、これでは自治体間の施策競争を生むだけで、少子化問題の根本的な解決には至らないと考えております。子育て世帯への支援は全国的に取り組むべき大きな課題ですが、自治体ごとの財政力の差により、その支援内容に格差が生じてきており、その主な要因は財源確保ができないことにあります。居住する場所に関係なく、全国どこでも均一的な支援が受けられるよう、

町としましても町村会等を通じ、国に対し財政的な支援を要望しているところでございます。  
しかしながら、すぐに財源確保とはなりませんので、町としましては長期的な視野を持ち、本町の状況に合った持続可能な施策を展開することがまずは重要であると考えております。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 今ご答弁いただきましたように、自治体間の施策競争では根本的な解決にはならないという認識を示していただきました。このことは私も同感でございます。ただ、本町が多くの人から選ばれるまちへと進化していくことをこれからの課題として期待をしているところでございます。次に移りますが、人口減少の要因の一つに若年層の都会への流出が上げられております。そこでお伺いいたします。若年層が流出する理由をどう捉えておられるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（国吉孝治） 若年層の流出に関するお答えをさせていただきます。本町には大学や専門学校、そういった教育施設がございません。ですので、高校卒業した後に進学タイミングで町外へ転出されるというのが大きな理由の一つであると捉えております。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 今お答えいただきましたように、主な転出理由は、進学、就職、そういうことであろうと思いますが、そのほかにどのような理由があるというふうに分析をされておられるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（国吉孝治） 主には進学のタイミング、これがかなり大きな理由となっておりますが、それ以外、流出という観点からいきますと、ほかの年齢層につきましては、まばらな形で推移をしているというふうに認識をしておるところでございます。あとは就職のタイミングで、先ほど議員もおっしゃられましたように転出をされる方というのもございますが、本町の一番大きな要因としまして、やはり高校から大学に移る年代のときに学校を他地域に行かれたり、もしくは就職を他地域にされたりというのが大きな要因であろうというふうに考えております。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） それでは若年層の人口流出を防ぐこと、また、一旦本町を離れた方々が戻ってきやすい地域をつくることなど、どのような人口流出対策を行っておられるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（国吉孝治） 先ほども申し上げましたとおり、本町には高校を卒業されるタイミングで、その次の教育機関である学校、もしくは専門学校などの教育施設はございませんので、進学による転出というものは避けられないと考えております。その後の就職先、転職先や将来的な定住先にふるさとである北広島町が選ばれるよう、本町でも教育関係の施策としてふるさと夢プロジェクト事業でありますとか地元高校支援など、教育現場においても郷土への理解と愛情を深める、学びを広める取組を実施しているところでございます。また本年度から、先ほどももこども家庭課長のほうから申し上げましたとおり、新しくこども家庭課を設置しております。結婚、出産、子育ての希望がかなえられる環境の整備など、子育て施策を重点的に取り組んでいるところでございます。そうした事業に引き続き取り組んでいくほか、例えば高齢

化・過疎化に対応した生活機能を維持できる地域づくりなど、今後も人口流出対策のためのあらゆる様々な施策を実施してまいりたいと考えております。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） ただいまご答弁いただきましたような施策のほか、魅力ある地域づくりを進めるとともに、そういったことに力点を置いていく必要があるのではないかというふうに思います。私はテレビで見たことがある中で、若い方が転出するニーズとして、本当に一般論で語られるような、就職とか進学が理由ですよと語られるんだけど、そうじゃなくて、私の本音はこうなんですって語ってくれた女の子がいました。女性だからというので、私を見る目がふるさとはちょっと冷たいんですよ。そういうふうなことを語ってくれた女の子もいました。子どもの本音というか、そういう若い子の本音というのにしっかり触れる、そういうことも我々は大事にしていかにやいけんのじゃないかなというふうに感じておるところでございます。そのような若い人の願いとかニーズをこれまで以上にしっかり捉えて、それを踏まえた施策の展開、これをもう一度見直していく、こういうことも大事になってくるのではないかというふうに思っておるところでございます。それでは一点関連してお伺いいたします。国は人口減少対策や地域産業活性化などの地方創生では、交付金を1000億円から倍増するという方針を示しておりますが、このことをどう受け止めておられるのか、町の所見をお伺いいたします。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（国吉孝治） 先日来新聞報道等でもございました。国におきましては、令和6年11月22日に国民の安心・安全と持続的な成長に向けた経済対策というのが閣議決定をされております。その中の新たな地方創生施策、いわゆる地方創生2.0と呼ばれるものだというふうに考えておりますが、その展開「全国津々浦々の賃金、所得の増加に向けて」の中で新しい地方経済・生活環境創生本部、こちらにおきまして今後10年間集中的に取り組む基本構想を策定する2024年末に向け、基本的な考え方を取りまとめる。国民・国・地方が一丸となった地方創生の機運醸成、地方創生の好事例の横展開等を通じて希望と幸せを実感する社会を実現することを目指すとしております。さらに、地方経済の活性化及び地方の生活環境の改善に取り組む。具体的には、既に地方に居住している人の流出を防止するとともに都市部から地方への移住を拡大する観点から、若者、女性にも選ばれる地方を創るとし、そのために各種施策を展開し、地方による取組を一層強力に支援するため、地方創生の交付金を当初予算ベースで倍増するということを目指すと明言されております。今回の国のこうした施策、取組につきましては、さらなる地方の活性化に向けた一つの契機になるのではないかという期待はある反面、閣議決定以降、国から事業面でありますとか、財政面でありますとか、そういったところでアナウンス、詳細な情報提供というのがない状況でございます。今、補正予算の審議、国のほうでされている。その関係もあるんだと思うんですけど、そういった情報を引き続きつかまえながら、国の動向を注視しながら情報収集等を行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 国の情報について、しっかりアンテナを張って、交付金をしっかり活用して本町の活性化にしっかり役立っていただければと願っておるところでございます。次に移ります。これからは本町のまちづくりについて伺ってまいります。我が国の2023年の合計特殊出生率は1.2まで下がり、少子化に伴う人口減少が進んでいます。国立社会保障・人口問題研究

所の将来人口推計では、2070年に出生率が1.13のとき、2100年の人口は5100万人になるとしています。また、65歳以上の高齢者の割合も5割近くなり、急激な人口減少は大きな課題となっていくことが想定されます。持続可能な社会を維持していくためには、人口減少社会における諸課題の解決は必要不可欠です。以下、本町のこれからのまちづくりをどう展開していくのか伺ってまいります。まず、インフラ維持の問題とその活用でございます。私たちの生活を支えているインフラは様々あります。これらは日々の暮らしを支える必要不可欠な仕組みであり、一旦整備されると、その維持には大きなコストがかかります。人口減少などによって地域社会の環境が大きく変化したとき、どのように維持していくかは大きな問題となることは明白です。ハード面のインフラ、例えば道路、橋などは建設後相当年数を経過しているものも多くあり、老朽化が進み、補修には多くの費用がかかっています。一方、地域では空き家が広がるなど、インフラを利用する人口減少が進んでいます。このためせっかく建設し、維持し続けている上下水道なども1人当たりのコストが高まり、その負担が問題となっている地域もございます。このような課題は人口減少の中で今後一層深刻な課題となることが見込まれます。そのため、人口減少を踏まえた大胆な選択と集中が必要となってくると考えられます。本町では平成28年、北広島町公共施設等総合管理計画が策定され、公共施設等の管理の基本方針が定められております。このことについて、以下伺いいたします。公共施設の総量の適正化を図るために、公共施設の総延べ床面積の3割削減という目標を掲げられています。削減はなぜ3割と設定されたのでしょうか、伺いいたします。

○議長（湊俊文） 管財課長。

○管財課長（高下雅史） 平成28年3月に策定した北広島町公共施設等総合管理計画における公共施設の総延べ床面積の削減目標は、計画策定時の財政計画における公共施設の老朽化対策に充当できる財源及び将来の人口減少等を考慮し、設定したものでございます。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） では、どのような基準で削減を行っておられるのでしょうか、伺いいたします。

○議長（湊俊文） 管財課長。

○管財課長（高下雅史） 公共施設の総量の適正化を図るため、耐震化未実施施設や老朽化の著しい施設は、機能を近隣施設へ移転させ、集積化・複合化や多機能化を基本に削減を行っております。また、利用者が特定の地域住民や特定団体などに固定している公共施設については、関係団体等へ移転・譲渡等を進め、個人や民間事業者による施設の所有がより効果的な活用が見込まれる公共施設については、その機能を廃止した上で譲渡を行っております。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） それでは公共施設の総延べ床面積3割削減についての進捗でございますが、いかがでしょうか、伺いいたします。

○議長（湊俊文） 管財課長。

○管財課長（高下雅史） 公共施設の総延べ床面積削減率は、令和5年度末の現在で4.2%の削減となっております。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 現在4.2%という回答でございました。進捗状況は厳しい状況であるようでございますが、庁舎内での情報共有と連携を今後も密にされ、今後、公共施設の総量の適正化

が図られることを期待しております。では、公共施設の長寿命化について伺いいたします。長寿命化を図るための方策として、これまでの公共施設の保全は事後保全が大半であったと思いますが、故障が発生する前に計画的な維持を行う予防保全へと転換されています。どのような効果や課題があったのでしょうか、伺いいたします。

○議長（湊俊文） 管財課長。

○管財課長（高下雅史） 議員おっしゃいますとおり、これまでの公共施設の保全は、破損・故障が生じた場合対処的な事後保全が大半でございました。しかし適切な維持管理の時期を先延ばしすることで劣化が進行し、施設本来の寿命を短縮する結果となる場合がございます。そこで本計画では、破損・故障が発生する前に計画的に維持を行う予防保全に転換し、施設の延命化、保全費用の削減により予算の平準化を図っていくことを掲げております。効果及び実績としましては、令和2年度より営繕指導員により主な施設から点検を実施し、現在、施設数で申しますと239施設、全体の約47%、また延べ床面積で申しますと、全体の65%を実施し、所管課へ点検結果を建物健全度及び緊急度判定を数値化し、報告をしております。また、令和4年3月から点検履歴や診断履歴、修繕履歴等を一元的に管理し、共有し、施設の状態を正確に把握するため、公共施設マネジメントシステムを導入、運用しております。課題としましては、担当職員一人一人が公共施設を経営資産として認識し、計画的な予防保全への意識を高めていくことが必要とされます。また、公共施設の長寿命化を図るため、財政状況が厳しい中、限られた予算の中で、これまでの事後保全の費用に加え、新たに計画的に施設の維持を行う予防保全のための費用を確保できるかが上げられます。以上です。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 1点伺います。事後保全は全部やめて、予防保全に変えるということではないのでしょうか。そこら辺の割合についてちょっと伺いします。

○議長（湊俊文） 管財課長。

○管財課長（高下雅史） 現在利用しております施設で、事後保全をやめるということは、施設の修繕をやめるということになりますので、機能を止めることになりますので、それはできないというふうに考えております。以上です。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） できるだけ、事後保全じゃなくて予防保全をしようと思ったら、施設ができた瞬間から保全計画というのは要るんじゃないかなと私は思っております。点検、診断、措置、記録、そういったメンテナンスサイクルによる予防保全で持続的な維持管理をしっかりと行っていただいて、長寿命化をますます図っていただく。このことによって費用の削減も図っていただけるんじゃないかなというふうに考えております。庁舎内での意思統一をしっかりといただいて、今後そういうメンテナンスがしっかり進んでいくことを望んでおるところでございます。次に、インフラを活用した積極的なまちづくりについて伺います。同僚議員も質問したが、ちょっと重ねて読み上げさせていただきます。千代田運動公園や豊平運動公園の体育館、また大朝グラウンド、サッカーグラウンドは、スポーツの推進を図るとともに、関係人口の増加を図るまちづくりを進める上でも重要な施設であると思います。しかし、メンテナンスが不十分であるため、残念なことです。雨漏りがしたりグラウンドの整備や関連施設の整備に課題があったりしています。どう対応していくのでしょうか、伺いいたします。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小椿治之） 千代田運動公園や豊平運動公園の体育館への対応につきましては、伊藤立真議員の質問で答弁させていただいたとおりでございます。大朝グラウンドについてでございますが、令和5年に累計で約10万人の利用があり、交流人口の増加に寄与できる施設と認識しております。現在の施設は、人工芝サッカーコート2面が主たる施設となっておりますが、ネットが低いため、周辺へのボールの飛び出し、照明施設がないため夜間利用できないなどのお声をいただいております。周辺の施設整備につきましては、財源確保や優先度などを勘案しながら整備を進めてまいりたいと考えております。周辺施設の整備を進めることで、大朝グラウンドの価値を向上できれば新たなブランドの活用方法も創出され、まちづくりにも寄与できると考えております。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 周辺施設の整備がその施設の価値を一層高めると、そういうご答弁もありました。これまで、サッカーグラウンドのほうでございますが、業者が無償でメンテを行ってくれておられたようですが、その契約もそろそろ終わるのではないかとというふうに思っております。サッカーグラウンドの命は、何といたってもグラウンドのメンテナンスでございます。そのためのスポーツ用のトラクターの整備も必要になろうと思います。私は基金を取り崩してでも対応しておかんと、そのツケは大きくなるばかりではないか、そのように考えるところでございます。適切な対応期待したいと思います。今後ご検討いただければと思います。続いて関連してお伺いいたします。県北においては、本町のほかに安芸高田市をはじめ三次、上下、神石高原などでサッカーグラウンドの整備が進んできております。また、このことに伴ってナイター照明を整え、有力チームのユースの育成を図るといった活用計画が動き始めている、そういった町もでございます。一歩先を越されたなという気もしますが、サッカーグラウンドを活用した活力あるこれからのまちづくりの展開をどう進めていこうと考えておられるのか、お伺いいたします。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小椿治之） 議員のおっしゃいますとおり、県北の他市町にもサッカーグラウンドが整備されており、お隣の安芸高田市のようにサッカーでの特色のあるまちづくりを推進されている市町もでございます。先ほども申し上げましたが、大朝グラウンドは年間10万人規模での利用があり、スポーツ推進や交流人口の増加に寄与できる施設と思っております。先ほども申し述べさせていただきましたが、施設整備につきましては、財源や優先度など勘案しつつ、こちらは整備できれば新たなグラウンド活用の方法も創出され、サッカーのみならずスポーツを通したまちづくりにも寄与できると考えておるところでございます。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） それでは次に立地適正化計画についてお伺いいたします。立地適正化計画は全国的にも不可避となっている人口減少や少子高齢化の深刻さを増す市町村の衰退に対応するため、商業、教育、医療、福祉などの生活利便施設の再配置を促進する都市機能誘導区域、これを配置するとともに、住民に集住してもらうことで、住居地域の集約化を図る居住誘導区域を設け、都市機能の集積による密度な経済の実現に主眼が置かれたものでございます。また、立地適正化計画を主管する国土交通省は、立地適正化計画を民間の都市機能への投資や居住を効果的に誘導するための土俵づくりと位置づけて、コンパクト・アンド・ネットワーク概念の有効性を主張しております。そこでお伺いいたします。立地適正化計画の意義と役割と課題、こ

れについて本町はどう捉えておられるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 立地適正化計画でございますので、本年度から２年間建設課が担当しておりますので、建設課のほうからお答えしたいと思います。立地適正化計画は、居住機能や医療・福祉・商業・公共交通等の様々な都市機能の誘導により、都市全体を見渡したマスタープランとして位置づけられる北広島町都市計画マスタープランの高度化版でございます。コンパクトなまちづくりと地域交通の再編との連携により、コンパクトシティ・プラス・ネットワークのまちづくりを進めることとなります。また、計画の達成状況を評価し、状況に合わせて都市計画や居住誘導区域を不断に見直すなど、時間軸を持ってアクションプランとして運用することで、効果的なまちづくりが可能になると考えております。財政状況の悪化や施設の老朽化を背景とした公的不動産の見直しと連携し、将来のまちの在り方を見据えた公共施設の再配置や公的不動産を活用した民間機能の誘導を進めていくことでございます。課題は、急激な人口の減少と高齢化の状況を踏まえ、高齢者や子育て世帯にとって安心できる健康で快適な生活環境を実現すること、財政面や経済面において、持続可能な都市経営、まちづくりを可能とすることでございます。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○４番（中村忍） 立地適正化計画の意義や内容についてであります。住民や行政内部に対してどのように周知をされ理解を深めていこうとしているのか、お伺いいたします。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 本年度から策定するに当たり、令和５年度から庁内部の協議を始めております。また、住民の皆様方への周知理解についても、策定途中における会議内容等をホームページ等で公表する予定としておりますし、次年度、来年度にはパブリックコメントなど住民の皆様方の意見を反映する方法を取る予定でございます。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○４番（中村忍） 十分な周知と情報提供を今後も期待しております。さて、都市機能誘導区域と居住誘導区域についてお伺いいたします。都市機能誘導区域は、民間主導による都市機能の集約を考えられていると思いますが、どの辺りにどのような施設の誘導をしたいと考えておられるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 中心拠点だけではなく、各支所周辺等の生活拠点も含めた町内全域の拠点の多極ネットワーク型のコンパクト化を目指すことから医療施設、福祉施設、商業施設などを今後検討し定めてまいります。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○４番（中村忍） 民間としっかり手を組んで、より住民にとってすてきな立地適正化計画が進められることを願っております。さて、居住誘導区域は都市計画マスタープランに従って都市計画区域や各地域の拠点を整備していくことになるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 都市計画マスタープラン、それから立地適正化区域を策定することにより、都市機能誘導区域その他にもございますけれども、国土交通省所管の各種事業に対して交付



金等があることから適宜活用し、整備を進めることになると思います。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） これから長い計画になろうと思いますが、いかに交付金を活用したら住民にとって有益なんか、しっかりご検討いただきながらということを期待します。居住誘導区域の集住は、強制力なき誘導であろうと思いますが、居住誘導区域に住むことで住民の皆様にはどのようなメリットが生じてくるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 居住誘導区域は都市計画区域内ですけども、都市計画区域以外は生活拠点として住居を誘導するように策定することとなると思いますけども、誘導される区域は一定の人口密度を維持することになり、生活サービスやコミュニティーが持続的に確保されることとなります。そのため、医療・福祉施設や商業施設がまとまって立地している地域となると思われ、高齢者をはじめとする住民の皆様方が生活拠点間を結ぶ公共交通サービス等により生活便利施設等に容易にアクセスできるようになることなどでございます。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） ただいまご答弁いただきましたように居住誘導区域内では大変利便性が高まる、ということが分かりました。そうは言いながら、全ての方がその区域内にお住まいになるということはなかなか難しいのが現実だろうと思います。そういった居住誘導区域外で暮らす住民の生活、このことはどうなっていくんだろうか、ちょっと心配をいたしますが、いかがでしょうか、お伺いいたします。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 先ほどの中でも申しましたように、居住誘導区域外という、都市計画区域外においても、現在都市計画マスタープランにおいても各支所を中心とした生活拠点として住居を誘導するような形での計画とさせていただいておりますが、このたびも立地適正化計画の中でも、町内各地域の生活拠点との連携は必須であるため、そのような形で居住誘導区域外も生活拠点としての記述がなされることとなります。そういったところに関しても先ほども申しましたように、一定の人口密度が保たれることにより一定の公共サービスであるとか、いろんな形での民間施設が集約できるものと考えております。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） 居住誘導区域外の生活拠点の利便性確保についてもしっかり確保を図っていくということをお答えいただいたように思います。少し安心をしたところでございます。さて、人口比率の半分以上が65歳以上を占める限界集落の問題も深刻さを増し始めている本町におきまして、立地適正化計画に基づくまちの構造転換を行うことで、町全体の持続性を確保していくことは極めて重要な政策だと思います。町域が極めて広い本町の実態を踏まえて、住んでよかったと思える住みやすいまちづくりが一層求められますが、町長は、本町のこれからのまちづくりの将来像をどう描こうとされているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（湊俊文） 町長。

○町長（箕野博司） 目指すまちの将来像につきましては、長期総合計画でお示しをしているところでありますけども、本町には多様な自然や、これまで脈々と培われてきた歴史・文化など町外に誇れる財産がたくさんございます。これらの価値を再認識し、次世代を担う子どもたちをはじめ町民の皆さんが胸を張って、町内外にその価値を伝え、胸を張って北広島町に住み続け

たいと思えるまちを目指しているところであります。本町の強みである都市部と近接した地の利を生かしたまちづくりを推進し、農林業が適切に次世代に引き継がれることや工業団地などが集積した地域の特性を生かした雇用の場の確保、民間活力による地域経済が活発化したまちを目指しております。さらには広範な本町の実態を踏まえ、機能を集約した地域の拠点を整備し、DX推進による利便性の高い行政サービスや福祉などが整ったまちづくり、流域治水対策などによる災害に強いまちづくりを目指します。子育て世代から高齢者まで安心して安全な生活ができ、住みたい、住んでよかった、住み続けたいと思えるまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

○議長（湊俊文） 中村議員。

○4番（中村忍） ただいま町長のほうから本町の将来像と、それに向けた夢、そういうものを力強く語っていただいたように思います。立地適正化計画は、これからのまちづくりの切り札であり、極めて重要な政策であろうと思います。今後の立地適正化計画の推進に当たりましては、行政内部での政策立案は横断的な体制で取り組まれ、地域住民や事業者に対しても、その詳細を徹底させ、官民の知恵を結集し、本町の住民の幸せな未来が具現化されていくことを期待して、私の質問を終わります。

○議長（湊俊文） これで中村議員の質問を終わります。ここで暫時休憩を取ります。3時5分までとします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 2時 54分 休 憩

午後 3時 05分 再 開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） 再開します。1番、亀岡議員の発言を許します。

○1番（亀岡純一） 1番、亀岡純一です。私たちがこの町で、この地域で、この先子どもや孫の代にも、さらにはその先100年、200年、1000年先にも幸せに暮らしていくことができますよう、願いを込めて質問させていただきたいと思います。今回は、大綱2点通告しております。まず、1点目、地域の経済循環をどう考えるか。また、2点目は、火葬場の新設要望への考えについてであります。1点目ではありますが、地域の経済循環。本町では、令和4年にゼロカーボントown宣言を行って、北広島町ゼロカーボントown推進計画を策定し、将来に向けた取組の基本方針には、文化的景観や生物多様性を損なわないことを前提にしてエネルギーの地産地消を柱に上げておられます。これまでの一般的な地産地消とは、ある地域で収穫した農産物をその地域の中で消費することというふうに言われてきたと思いますが、改めてこのエネルギーの地産地消とはどのようなことなのかをお伺いします。

○議長（湊俊文） 環境生活課長。

○環境生活課長（出廣美穂） 環境生活課からお答えいたします。エネルギーの地産地消とは、生活の基盤をなす電気や熱などのエネルギーを地域資源で賄うことを指します。本町には面積の

約8割を占める森林や豊富な水資源があるとともに、日照条件のよい地域も多数ありますので、小水力発電や太陽光発電、木材を利用して電気や熱等をつくることができますが、それらを使用することで二酸化炭素の削減、地域資源の活用、経済の地域内循環などが図られると考えております。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） 生活に必要な電気や熱などのエネルギーを地域資源で賄うということですね。それによって経済が地域内で循環することにもつながるということでしょうか。

○議長（湊俊文） 環境生活課長。

○環境生活課長（出廣美穂） そのように考えております。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） では、このエネルギーの地産地消に関して具体的な事例はありますか。また、過去、あるいは現在のデータの値と将来に見込んでいる目標値といったものはありますでしょうか。

○議長（湊俊文） 環境生活課長。

○環境生活課長（出廣美穂） 私たちの日常生活や経済活動には電気や熱などのエネルギーが必要ですが、主に海外から輸入された化石燃料によって賄われています。本町では、そのエネルギー代金は年間約9.9億円町外に流出していると推計されております。北広島町ゼロカーボンタウン推進計画では、二酸化炭素の排出量を2050年度までに実質ゼロという削減目標を掲げており、エネルギーの地産地消を推進するとともに、町外に流出しているエネルギー代金の一部でも町内にとどめて地域内の経済循環を図りたいと考えています。具体的な取組として、令和5年8月から町営川小田小水力発電所の余剰電力を公共施設4か所に送電する電気の地産地消事業を始めました。1年が経過しました結果、公共施設からの二酸化炭素排出量が約878トン、また従来の電気料と比較して約275万円の削減効果がありました。以上です。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） 化石燃料で賄っているエネルギーの代金が1年間で約9.9億円、ほぼ100億円近くが町外に出ていると。そういうことでしたけれども、これは具体的に言いますと、どのようなものの値段、何の値段か挙げていただければ、お願いします。また、これはいつのデータでしょうか。

○議長（湊俊文） 環境生活課長。

○環境生活課長（出廣美穂） エネルギー代金の根拠でございますけれども、環境省の地域経済循環分析2018年度時点のデータでございます。中身につきましては、石炭、原油、天然ガス、石油・石炭製品、電気・ガス熱供給の合計値でございます。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） そういうデータがあるということですね。知りませんでした。この目標値についてであります、二酸化炭素の排出量を2050年度までに実質ゼロにするということでしたが、これは国が掲げる目標であり、国際的にも120を超える国々がこの目標値を目指していると認識していますが、その結果として町外に出ていくお金が少なくなっていて、その分、町内で回っていくということだと思いますが、この点について、では、どのくらいの経済効果が考えられるのかについてお聞きしてみたいと思いますが、いかがでしょう。

○議長（湊俊文） 環境生活課長。

○環境生活課長（出廣美穂） 最終的な経済効果の数値については、現在持っているものはございません。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） 先ほど上げていただいた川小田小水力発電の例が一つの参考にはなるかなと思いますが、これからだと思います。しっかり取り組んでいただきたいと思います。以前からも町内で算出されたものを町内で消費していくことで、地域内の経済循環をつくり出すことを目指して地産地消は進められていると考えますが、町としてはどのような取組があるのかお聞きしたいと思います。まず、地域のNPO法人が主体になって取り組んでいる芸北せどやま再生事業であります。生み出す地域の経済循環を町としてはどう捉えていますでしょうか、このせどやま再生事業についてですね。また、この事業にどう関わっているのか、お尋ねします。

○議長（湊俊文） 芸北支所長。

○芸北支所長（村竹明治） せどやま再生事業につきまして、芸北支所からお答えします。せどやま再生事業は、せどやま、いわゆる家の裏山を指しますが、その整備と保全を目的に平成24年に始まりました。取組としましては、せどやまを整備することによる山林の景観及び生態系の保全、整備により発生した木材を地域通貨で買い取り地域経済の活性化を図る、木質バイオマスの利用を促進する、この3つの取組による経済循環は理想の形であると考えております。森林資源活用ビジョンの取組にも掲げております。また、町としての関わりは、木質バイオマス燃料を安定的に供給するため、定期的に連絡会議を開催し、供給状況の把握や事業推進のための連絡調整を行いながら、主には芸北オークガーデンへの薪ボイラーへの利用などを促進しておるところでございます。また、せどやま事業を全町域に拡充するための原木流通や拠点整備、森づくり事業との連携による原木活用などの課題にも取り組んでいるところでございます。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） 答弁の中に森林資源活用ビジョンという言葉が出てきましたが、これについては後ほどまたお尋ねしてみたいと思います。今の説明の中で、3つの取組が紹介されていたと思います。これはNPOが出されているパンフレットの中でも、3つの問題、3つのEということで書かれておりました。すなわち、生態系エコロジーのE、それから地域の経済、エコノミーのE、そしてエネルギーのE、この3つの問題に対する取組であるというふうに理解しております。さて、この事業を全町に広げていくということについても言及されましたが、それについては現状どのようなになっているのかお尋ねします。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 昨年度つくりました新たな森林資源活用ビジョンにおきましても、こういったせどやま活用事業につきましても、取組の一つとして目標として掲げておるところでございます。ビジョンの実現に向けての取組の一つの項目として掲げておるところでございます。今後そういった取組が持続的な取組になるように現在せどやま再生事業の活用でありますとか、木質バイオマス等の利用計画について、各方面から意見聴取しながら検討してるところでございます。本年度、森林ビジョンのアクションプランを作成しておりますけれども、その中でも一つのテーマとして今後検討していければというところを思っているところでございます。以上です。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） もう一步突っ込んで聞きますが、可能性としてどんな感じですか。

○議長（湊俊文） 農林課長。

- 農林課長（宮地弥樹） 現在、拠点といたしまして、芸北オークガーデンのところに拠点施設を整備しておりますけども、その部分の拡充につきまして現在検討しておりますのでございます。そういったところを踏まえながら、全町域にこういったルートでありますとか、こういった取組ができるか等につきましては、次年度以降また検討していければと思っておりますのでございます。以上です。
- 議長（湊俊文） 亀岡議員。
- 1 番（亀岡純一） このせどやま再生事業でありますが、少し数字的なところでもし分かれば、実績を参考までにでもお聞きできればと思いますが、いかがでしょう。
- 議長（湊俊文） 芸北支所長。
- 芸北支所長（村竹明治） 受入れ実績等でよろしゅうございますか。令和5年度でいいますと、原木の受入れが538トンでございます。出荷が810トンというふうな報告を受けております。
- 議長（湊俊文） 亀岡議員。
- 1 番（亀岡純一） 受入れが530ぐらい、出荷が810、出ていくほうが多いというのはどういことでしょうか。
- 議長（湊俊文） 芸北支所長。
- 芸北支所長（村竹明治） オークガーデンの土場には常に原木を集積しております。それを加工した後順次出荷していきますので、出荷量と受入れの額はそういうふうな感じになります。
- 議長（湊俊文） 亀岡議員。
- 1 番（亀岡純一） 在庫があるのでということですね。分かりました。同様に芸北茅プロジェクトというプロジェクトがあります。これについてはどうでしょう。先ほどと同じく、町としてどのように捉えていて、この事業にどう関わっているのか、お尋ねしてみます。
- 議長（湊俊文） 教育課長。
- 教育課長（植田伸二） 教育課からお答えいたします。芸北茅プロジェクトは、芸北せどやま再生会議との連携の下、芸北中学校の生徒とPTAが中心となり、子どもたちが刈り取ったカヤを地域通貨せどやま券と交換できる仕組みにより、地域経済を活性化する取組です。平成23年から開始したこの取組は、子どもたちが地域の資源や文化、経済について学ぶ貴重な機会ともなっています。地域の宝であるカヤに着目し、文化的景観の保存と地域内の経済効果、地域の人々と経済活動を共にするこの活動は高い評価をいただいております。令和3年、公益財団法人博報堂教育財団主催の博報賞では、大賞である博報賞を受賞しています。地域を巻き込んだ文化的景観や生物多様性の保全につながる持続可能な取組であり、継続して取り組んでまいりたいと考えています。
- 議長（湊俊文） 亀岡議員。
- 1 番（亀岡純一） かなりユニークですばらしい取組だというふうに思いますが、これは全国的に見てもほかに例がないのではないかと思います。いかがでしょう、その辺は。
- 議長（湊俊文） 教育課長。
- 教育課長（植田伸二） そういう認識でございます。
- 議長（湊俊文） 亀岡議員。
- 1 番（亀岡純一） ただいまの答弁を教育課長のほうからいただいたということは、町としては教育課として関わっているというふうに認識してよろしいのでしょうか。

○議長（湊俊文） 教育課長。

○教育課長（植田伸二） 教育課でふるさと夢プロジェクト事業に取り組んでおります。芸北の特色ある背景で、芸北中学校、特にこういったことを取り組んでおりまして、芸北小学校もまた木に関わる取組をしておりまして、町全体ということかどうかはあれですけども、教育課で大切な活動として取り組んでおります。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1 番（亀岡純一） 先ほどのせどやま再生事業のほうは、たしか小学生が中心になって、茅プロジェクトのほうは中学生がというふうに認識しておりますが、そういった子どもたちの教育の点にも関与しているということはすごく素晴らしいことだなというふうに思っております。次の質問であります、今年出された北広島町新たな森林資源活用ビジョン、先ほども出てまいりました。この中では、地域の経済循環という観点から、どのような取組を考えておられるのか。その点についてお伺いしてみたいと思います。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 森林資源は経済循環におきまして重要な役割を果たしております。森林は、木材や紙製品の供給源であるだけでなく、炭素の吸収や水の浄化、それから生物多様性の保護など、多くの生態系サービスを提供し、持続可能な経済成長と環境保護の両立に寄与しております。また、森林の保護と再生は観光業でありますとかレクリエーション活動の促進にもつながり、森林資源から製品やサービス、最終的には森林の再生や保全へと循環するとともに地域経済の活性化に貢献いたします。これらを鑑みまして北広島町新たな森林資源活用ビジョンに掲げます4つのテーマに基づきまして、主に生物多様性に着眼した包括連携協定、それから町有林を活用いたしましたトレランコース整備、サイクリングロードなどの観光利用、それから遊休公共施設でのデジタル技術を用いた木材加工教室など、森林資源の多岐にわたります利用に取り組んでいるところでございます。以上です。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1 番（亀岡純一） まずは、かねがね私が一般質問でも再三申し上げております町内の森林資源を有効活用するということに取り組んでいただいているということでもあります。さらに強く取組をお願いしたいと思っております。さて、ただいまの答弁の中で少し説明をしていただきたい言葉がありました。3つほどあります。まず1点目、多くの生態系サービスという言葉が出てきたと思いますが、これはどういうことか、説明をお願いします。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 森林には、そのポテンシャルといたしますか、その中に生物多様性ということがございます。森林保護することによって生物多様性を維持していく、それをさらにそういった生物多様性のものを活用したサービスも、いろんな交流でありますとか、そういったところも活用、森林の魅力発信にもなりますので、そういったものを含めて多くの生態系サービスということで答弁させてもらいました。以上です。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1 番（亀岡純一） これは最近の言葉ですか。以前からあった言葉ですか、勉強不足で申し訳ありません。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） ちょっと以前からというか分かりませんが、あったのではないかと

いうふうに思っております。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1 番（亀岡純一） 私も調べてみたいと思います。もう1点、2点目が生物多様性に着眼した包括連携協定という言葉が出てきましたけども、これは一体どういうことなんでしょうか。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 包括連携協定につきましては、本年度中国電力株式会社と生物多様性の保全に向けた包括連携を締結したところでございます。今後につきましては、森林のJクレジットの創出でありますとか、森林のイベント等の取組をしていく予定としております。そういったところ含めまして、まずはそういった包括連携協定を取り組んでおりますけども、またほかの企業とも今後とも検討していければと思っております。以上です。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1 番（亀岡純一） 企業と連携しながら、その森林資源を守っていこうと、生物多様性を守っていこうという、そういうことでよろしいですか。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 事業の中にもそういった項目がございますので、そういった新たな森林価値創造事業、そういったところも含めまして、そういった企業と連携しました取組を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1 番（亀岡純一） 事業進めていく上で、やはり経済的な支援というところも必要でないかと思っておりますので、そういった取組ができるところはしっかりと協定を結びながら進めていくのも一つの方法だというふうに私も思います。もう1点、トレランコースの整備という話が出てきましたが、これはどういうことでしょうか。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） この事業につきましても、新たな森林価値ということでございまして、町有林等を活用した取組といたしまして千代田地域でトレランコースをして、主には千代田中学校の生徒さんが陸上部がありますけども、そういった生徒さんが活用してもらえるような形での整備を今進めておるところでございます。そういった形で森の新たな魅力の取組も進めていきたいというふうに考えております。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1 番（亀岡純一） 町有林を使って、トレーニングとしてランニングをするコースを整備すると、そういう理解でよろしいですかね。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） はい、そのとおりでございます。森林整備と併せましてトレーニングもできる、そういった2つの観点を含めました、あるいは森林資源の観光でございますとか、そういった含めた総合的な対策ができるような形での取組を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1 番（亀岡純一） 理解いたしました。私は、北広島町として町の経済循環を見直すことで地域の経済を活性化し、地域が抱える課題を解決していく糸口につながられるのではないかというふうに考えますが、この点について町としての所見をお伺いいたします。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（国吉孝治） 現在、国全体の人口が減少し、また経済全体も縮小している時代である状況におきまして、持続可能なまちづくりというのを進めていくためには、地域内経済循環による地域経済の活性化というのは有効な方法であるというふうに考えております。現在本町においてはゼロカーボンタウン推進事業をはじめとする各種事業について取組を進めて、また地域においても各種取組を進められているところだというふうに認識しております。今後も協働のまちづくりの考え方の下、効果的な施策の提案、実施による地域内経済循環の仕組みづくりを進めていき、その目的地として地域の課題解決でありますとか地域活性化につなげていくことができればというふうには考えております。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） 地域内経済循環によって地域経済の活性化をしていくと。それは有効な方法であるという、そういう見解ですよね。北広島町は、町の経済力に応じた政策を打ち出す必要がありますが、限られた予算で有効な地域振興策をするには何が重要なのか。町内の産業別生産額や出荷額は把握できているのか。どこから購入したものなのか、どこへ販売しているかといった町内外の出入りに関する統計はあるのか。また、地域の経済循環を考える上で大切なことであるにもかかわらず、これらのデータがあまりないのではないかなというふうに感じております。現実の経済では、消費が活発でも地域経済に還元されているのか。公共事業をしても意外にも地域経済には恩恵が少ないのではないか。生産需要があっても地域の所得が思うように増えない、また雇用が増えないということもあるのではないか。地域経済における人・財・資金・情報などの循環に問題はないのか。今後北広島町が有効な政策を行い、計画的な行政を推進し、人・物・金の域外への流出を引き止めて経済の地域内循環を高め、最終的には活性化したまちをつくっていくと。そのためには、政策を効果的に図る物差しとそのフレームが必要ではないか。また、そのための北広島町の経済力と地域循環構造を定量的に把握する枠組みで政策を立案し、その効果を測定していく、そういったことが必要ではないのかというふうに考えます。これは通告外であります。もし所見があればお願いします。

○議長（湊俊文） 町長。

○町長（箕野博司） ただいま議員のおっしゃったとおりだというふうに私も思っております。特にエネルギーの関係につきましては、先ほど9.9億円というようなものが町外へほとんど流れている。これが4分の1ぐらいでも町内で生産した再エネが使えれば町内に2.5億円近いものが落ちていくということになりますし、またそれがまた次の経済効果にもつながっていく地域内経済循環、あまり無理をしなくてもそういった仕組みができるというふうに考えておまして、そういう意味では本町にある資源というのはかなりあるというふうに思っていますので、やり方によってはかなり経済効果も上がってくるというふうに思っております。まだその地域内経済循環の仕組みを図っていくというような仕組み自体はできておりませんけれども、エネルギーの関係については後追いにはなるかも分かりませんが、データとしては出せるんじゃないかというふうに考えているところであります。食料の地産地消もありますけれども、基本的にできるものはそういう形で仕組みができたらいいいなというふうに考えているところであります。工業団地等の工業製品等もかなりこれらは桁違いの大きさでありますけれども、ここらも大切にしながら地域内経済循環もしっかりやっていきたいと思っております。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。



○1 番（亀岡純一） 非常に大切なことだというふうに考えます。今回、この質問をさせていただくに当たって、参考文献として中村良平先生、これは都市経済・地域経済が専門の経済学者の先生であります、この先生の書かれた「まちづくり構造改革」という本を参考にさせていただきました。では、次の大綱2点目であります。火葬場の新設要望への考えをお伺いしてみたいと思います。今年3月に策定された北広島町火葬場整備基本計画に沿った今後の北広島町の火葬場の在り方について、町の説明を受けた地域から改めて要望として声が出されています。そこで今回これを取り上げて、町としての考え方やその姿勢について聞いてみたいと思います。まず最初に、今回の整備基本計画では、火葬場新設候補地の検討に入るのは今から9年後の令和15年となっています。これをもっと早く着手、検討だけでも着手していただきたいという要望があります。その背景には、この次の検討にいくまでに8年間の棚上げ期間があるわけでありまして、その間、現状、ずっと1か所で運用していくと。しかも町内の中央にあればそれほど問題ないわけでありましたが、かなり地理的に偏ったところに固定化されてしまうのではないかと。既成事実として固定化されてしまうのではないかとという懸念があるというわけでありまして、これに対する町の考えをお聞きしてみたいと思います。

○議長（湊俊文） 環境生活課長。

○環境生活課長（出廣美穂） 環境生活課からお答えいたします。今後の火葬場の在り方につきまして、北広島町火葬場整備検討委員会では、3か所ある火葬場を町内1か所に集約するという方針が出されました。しかし、新設の候補地については様々な考え方がありますので、今後も検討することになっております。そのため当面、比較的新しい千代田火葬場を活用することになり、次年度から待合室の改修工事を実施していきたいと考えており、令和8年度には町内1か所での運営を目指していきたいと考えております。集約化するに当たりましては、いろいろな調整等が必要になります。運営を軌道に乗せるためには数年かかると思っておりますので、まずは円滑な運営に注力したいと考えております。また、計画書のスケジュール案は、千代田火葬場の火葬炉の耐用年数を見据えた目安でございますので、できるだけ早期に検討を始めてまいりたいと考えております。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1 番（亀岡純一） 運営を軌道に乗せるまでには数年かかるんじゃないかと。その間、円滑な運営に注力するというお話でありましたが、これは先ほど申しましたように地理的な偏りといいますか、そういったところも考慮して不公平感のないような運用を模索していくといいますか、そういうところを検討するという、そういう理解でよろしいですか。

○議長（湊俊文） 環境生活課長。

○環境生活課長（出廣美穂） できるだけご不便のないような方法を取りたいということで検討しております。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1 番（亀岡純一） その検討に入る時期のことではありますが、先ほどの答弁では、できるだけ早期にという話もありましたけども、これは、その時期の前倒しもあり得るということによろしいですか。

○議長（湊俊文） 環境生活課長。

○環境生活課長（出廣美穂） 計画書にありますのは、あくまでもスケジュール案でございますので、状況によるかと思います。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1 番（亀岡純一） 案としてということですね。それで、この耐用年数であります、耐用年数を過ぎても大体普通使える、過ぎたからすぐ使えなくなるということではないというふうに思うんですけども、そのときにまだ使えるからということで、ずるずると先延ばしになってしまっているんじゃないか。場所はもうこのままでいいんじゃないかと。そういうふうになってしまうんじゃないかということをすごく懸念されているわけでありましたが、この点についてどうお考えでしょうか。

○議長（湊俊文） 環境生活課長。

○環境生活課長（出廣美穂） 耐用年数が約30年と言われておりまして、千代田の火葬場が平成20年度に設置されておりますので、まだ、約15年後ぐらいまでは使えるものとなっております。議員おっしゃいますように適正な管理をし続ければ維持のほうはできるかと思っておりますけれども、また時期を見計らって皆さんのほうと検討していきたいと考えております。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1 番（亀岡純一） 少なくとも計画の後にずれていくということのないようにしてほしいというふうに思いますし、そういった住民感情をしっかりと受け止めていただきたいと思います。2つ目の質問であります、候補地の検討の際には、周辺地域からの距離や移動時間、使用料など住民負担の解消もしくは軽減のために可能な限り北広島町町域の中心部に整備してほしいという要望であります、これについてはどう考えておられますか。

○議長（湊俊文） 環境生活課長。

○環境生活課長（出廣美穂） 候補地については様々な考え方がありますが、火葬場整備検討委員会の中では、住民がどこからでも利用しやすいように、町内中心位置または人口比率を考慮した位置、あるいは車での利用を想定し、今後整備される道路も含めてアクセスを考慮する等の意見がありました。町内の中心部に整備してほしいというご要望につきましては、今後の選定検討の際のご意見として参考にいたしますが、そのほかのご意見、条件等を踏まえた総合的な判断になろうかと考えております。また、選定地の周辺住民の理解も必要になってきますので、慎重に検討していくべきものと考えております。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1 番（亀岡純一） こういう意見があるということを受け止めていただきたいと思います。次の質問です。火葬場整備基本計画の地域説明会でございますけれども、これまでどのように行われてきたのでしょうか。町内全域で開催して十分な住民の意見把握と説明責任を果たしていただきたい、そういう声もありました。この点についてはどうでしょうか。

○議長（湊俊文） 環境生活課長。

○環境生活課長（出廣美穂） 各地域での説明会については、4月の行政区長会、10月のまちづくり懇談会において説明いたしました。また、芸北地域においては9月に説明会を開催いたしました。いただいたご意見につきましては、できるだけ今後の運用に反映できるよう検討しております。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1 番（亀岡純一） その辺の認識であります、4月の行政区長会、それから9月の芸北地域での説明会、10月の各地域だと思っておりますが、まちづくり懇談会。これで説明されたということでありましたが、十分に、この内容については町民全体に周知されているとお考えでしょうか、

お伺いします。

○議長（湊俊文） 環境生活課長。

○環境生活課長（出廣美穂） 参加された人数も、区長会は全員なんですけど、まちづくり懇談会等においては、参加された人数も限られておりますし、十分とは思えませんが、今後周知のほうを丁寧に行っていきたいと考えております。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1 番（亀岡純一） ぜひともお願いしたいと思います。最後の項目ですが、検討委員会等の決定事項については、高齢者等にも分かりやすく丁寧な報告と周知をお願いしたいと思います。先ほどの件と重なるかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（湊俊文） 環境生活課長。

○環境生活課長（出廣美穂） 今後、待合室の改修工事等のご案内も含めて、運用の方法など広報等で適宜お知らせしていく予定でございます。以上です。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1 番（亀岡純一） さて、通告書で通知した項目は以上ですが、この問題は結果的に、先ほどの同僚議員の質問の中でも出てきましたけども、非常に広い北広島町であります。東西に長い本町の中であって、火葬場がかなり地理的に偏ったところにある状態を当分の間続けていかないといけないということは、そこに対する負担を強いられる人々も出てくるということでございます。そういった行政サービスのいびつなといいますか、偏りがあるということを認識した上で、また、これまで地域で行われてきた葬儀の形がそのことによって維持できなくなってしまった。形を変えていかなければならない。ある意味地域の人々が葬式という一つの儀式を通して連携してきたものが切られてしまうと。そういった地域のコミュニティーにも大きく影響するのではないかというふうに思うわけであります。表面的になかなか目に見えにくいところに出てくる影響の大きさという点をそういったところに我慢を強いられたりというところも出てくる。こういった人々に対してしっかりとその思いを共有していただいて、人々に、住民に寄り添った行政が行われますように強く願いたいと思います。これも通告外であります。所見があればお願いしたいと思います。なければ結構です。

○議長（湊俊文） 環境生活課長。

○環境生活課長（出廣美穂） 計画策定の中におきましても、地域での説明会の中におきましても、そういった地域コミュニティー、同行等の地域コミュニティーが失われるのではないかということに危惧して、こちらのほうもその点をご意見等伺ったところでございます。コロナの影響化もありまして、最近では自宅、今までのような葬儀ではなくなって、専門の葬儀事業者のほうへ依頼することが多くなってきているというふうに、その中で話も聞いております。地域コミュニティーが変わっていくかもしれませんけれども、葬儀に関する地域コミュニティーは変わっていくかもしれませんけれども、そのほかのことで地域コミュニティーは保たれていけるように願っております。以上です。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1 番（亀岡純一） 繰り返しになりますが、目に見えないところの心情的なその住民の思いというところも酌んでいただきながら行政を進めていくという、そういう温かい行政というところは必要であると思いますので、重ねて願って、強く願ひまして私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（湊俊文） これで亀岡議員の質問を終わります。お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ、明日１３日に延会したいと思います。これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（湊俊文） ご異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会といたします。なお、明日の会議は午前１０時から本日に引き続き一般質問を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 ３時 ５４分 延 会

~~~~~ ○ ~~~~~